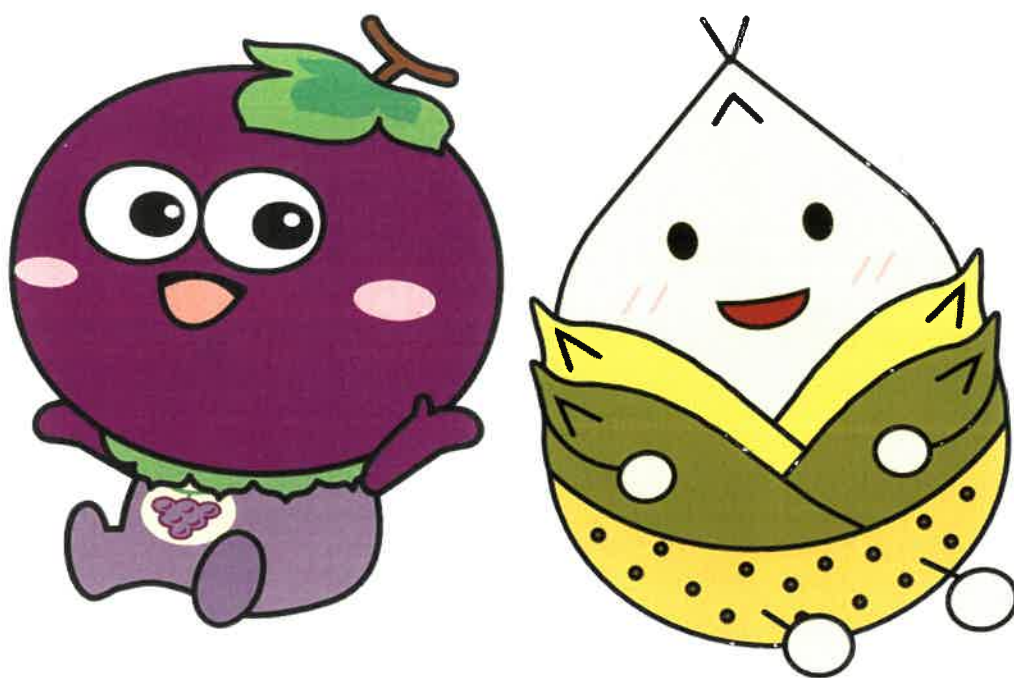


第4次 羽曳野市子ども読書活動推進計画

ー読書のよろこびをすべての子どもたちにー



羽曳野市ご当地キャラクター つぶたん

としょかんマスコットキャラクター たけのこくん

令和7(2025)年3月

羽曳野市教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上でとても重要なことです。また、子どもの自主的な読書は、子ども自身の学ぶ楽しさや知る喜びを得ることができ、その経験は、自ら考え行動し、将来的に必要な知識や教養を身につける契機にもなります。そのためにも社会全体で、子どもの読書活動の推進を図っていくことが極めて重要です。

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成19年3月に「羽曳野市子ども読書活動推進計画」を策定し以降、第2次、第3次計画を策定しました。

この間、本計画に基づき小中義務教育学校への学校司書の配置や学習用タブレットを活用した電子図書の利用の促進、ボランティア団体との協働による「おはなし会」をはじめとした各種取り組みを行うなど、子どもの読書環境の整備・充実に努めてまいりました。

これから先は、この「第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが読書に親しむ機会と環境を整備・充実するため、第3次計画に引き続き様々な施策を行ってまいります。令和7年4月からは、ブックスタート事業を開始し、4か月児健診において司書が選定した絵本をプレゼントするとともに、保護者が家庭における読み聞かせの方法や大切さを学ぶことができる機会を設けることにより、子どもの豊かな心の醸成を図ります。また、図書館・学校園・地域・家庭が連携し、読書離れの解消にも取り組んでまいります。

最後になりましたが、この「第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画」策定にあたり、多大なご尽力をいただいた「羽曳野市子ども読書活動推進委員会」の委員の皆さま、パブリックコメントで貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、子どもの読書活動に関するアンケートにご協力いただきました皆さま、図書館ボランティアの皆さま、このほか本計画にご協力いただきました関係者の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月

羽曳野市教育長 村田 明彦

第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画に寄せて

羽曳野市は、「子どもの笑顔あふれる次世代育成」を重点方針の一つとして位置づけており、子どもの「豊かな心」を醸成するためには、幼少期からの読書体験の充実が大切です。

子どもの読書活動は、言葉を学ぶだけでなく、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、感情の発達と社会性の成長を促すことが期待できます。読書することの喜びをすべての子どもたちが享受できる環境をつくることは、私たち大人の使命です。

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成19年3月に「羽曳野市子ども読書活動推進計画」を策定し、以降、平成26年1月に第2次計画、令和2年3月に第3次計画を策定しました。

この間、本計画に基づき小中義務教育学校への学校司書の配置を行うとともに、学習用タブレットを活用した電子図書の利用を開始するなど、子どもの読書環境の整備をすすめてまいりました。

この「第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画」は、第1次から第3次計画に続き、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性を示したものです。

今後も、本計画に基づいて子どもが読書に親しむ機会と環境を整備・充実するために積極的に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただいた「羽曳野市子ども読書活動推進委員会」の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月

羽曳野市長 山入端 創

第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画

目次

第1部 「羽曳野市子ども読書活動推進計」第1次～第3次計画の成果と課題

第1章 計画策定の背景	1
1 これまでの取り組みと策定の趣旨	1
2 子どもの読書活動の意義	1
3 第3次計画策定前後の国、大阪府の動き	1
第2章 第3次計画期間中における取り組みと課題	2
1 子どもが読書に親しむための環境整備	2
2 家庭、地域、学校園、図書館の連携	4
3 啓発・広報活動	5
4 第4次計画へ向けて	5

第2部 第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画

第1章 計画の基本的な考え方	6
1 計画策定の理念と目的	6
2 基本目標	6
3 計画の期間	6
4 計画の対象	6
5 重点事業	6
第2章 子ども読書活動推進のための取り組み	7
1 家庭での読書活動の推進	7
2 地域での読書活動の推進	7
3 図書館での読書活動の推進	7
4 学校園での読書活動の推進	8
第3章 計画の進め方	9
1 推進体制の整備	9
2 関係機関の連携	9
第4章 啓発・広報	9

【資料】

○ 子どもの読書活動に関するアンケート集計	
① 幼稚園・保育園・認定こども園	11
② 小学校	13
③ 中学校	15
④ 義務教育学校	17
⑤ 府立高等学校	18
⑥ 府立支援学校	19
⑦ 留守家庭児童会	20
⑧ 子ども文庫	21
⑨ 市内各施設	22
⑩ おはなし・読み聞かせボランティア団体	23
○ 子どもの読書活動の推進に関する法律	24
○ 文字・活字文化振興法	26
○ 羽曳野市子ども読書活動推進委員会設置規則	29
○ 羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員名簿	32
○ 羽曳野市子ども読書活動推進委員会審議状況	32
○ 第1次計画策定からこれまでのあゆみ	33
○ 統計資料	35
○ パブリックコメント実施結果	38

第1部 「羽曳野市子ども読書活動推進計画」第1次～第3次計画の成果と課題

第1章 計画策定の背景

1 これまでの取組みと策定の趣旨

本市教育委員会では、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」および「子どもの読書活動に関する基本的な計画」、「大阪府子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもと子どもに関わる大人が、自由で豊かな読書活動を行うための環境を整備し、次世代を担う子どもの健全な育成に資することを目的として、「羽曳野市子ども読書活動推進計画」を平成19年3月に、「第2次羽曳野市子ども読書活動推進計画」を平成26年1月に、「第3次羽曳野市子ども読書活動推進計画」を令和2年3月に策定しました。前計画の策定から5年間の経過し、これまでの取組みや子どもを取り巻く環境の変化等も踏まえ、第4次計画を策定しようとするものです。

2 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）しかし近年、スマートフォン、ゲーム、インターネット、SNS等、子どもを取り巻く環境の変化により、全国的に子どもの読書離れの傾向が進む状況の中で、子どもが自ら課題を見つけ、考え、解決する力や表現力の低下、それにとまなう学力の低下が懸念されています。

読書の習慣は自然に身につくものではなく、子どものころからいつも身近に本がある環境を整え、周囲の大人が読書の楽しさを伝えていくことが大切です。そのためには、家庭、地域及び小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等、幼稚園、保育園、認定こども園等（以下「学校園」という）、行政などが協力しあい、子どもの読書環境の整備を進めていく必要があります。

3 第3次計画策定後の国、大阪府の動き

◆国では、令和5年3月に「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、次の基本方針が示されました。

【基本方針】

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1) 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2) 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3) デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

4) 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組みに反映させる

◆大阪府では、令和3年3月に「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」が策定され、次の基本方針が示されました。

【基本方針】

発達段階や生活の場に応じて、全ての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境整備をするために、大阪全体で取組む。

第2章 第3次計画期間中における取組みと課題

1 子どもが読書に親しむための環境整備

① 家庭での読書活動の推進

市立図書館では、乳幼児を持つ保護者への働きかけとして、第2次計画期間中に引き続き、保健センターでの4か月児健診時に啓発チラシ、赤ちゃん絵本のリスト、図書館の利用申込書等の配布を行いました。

また、おはなし会をはじめとする子どものための諸行事、保護者向けの事業を通じて、本の楽しさを知ってもらい、子どもの読書についての関心と理解を深めるよう働きかけました。

学校では、家庭での読書活動を「家読(うちどく)」と位置づけ、「家読カード」、やブックリストの配布などを通じて、家庭での読書を促す活動を行いました。

② 地域での読書活動の推進

子ども文庫では、地域のお母さんたちが、家庭の一室や集会所などを利用して、長いところでは40年以上にわたり、図書の貸出や絵本の読み聞かせなどを行っています。公共の場である図書館よりもより身近で家庭的な雰囲気の中で、本に親しむことのできる場所として、地域の子どもたちと保護者にとって大切な存在となっています。

本市では、これらの子ども文庫に対し、市立図書館を通じて希望図書の購入と長期貸出を毎年行い、連絡会や学習会の会場を提供するなど、その活動を支援しています。令和5年度末での貸出冊数は計9,096冊となっています。

第1次計画策定当時、8か所あった子ども文庫は、令和5年度末では5か所となりました。文庫の担い手の高齢化が進んでおり、後継者の確保・育成が急務となっており、今後、この活動を次世代にどう受け継いでいくかが課題となっています。

子ども文庫の代表者などによる「羽曳野市子ども文庫連絡会」では、市立図書館との共催により読書講演会や講座などを実施し、子どものための読書活動を行っています。

市立図書館協力団体の「おはなしの森」と、「おはなしボランティアグループはびきの」は、市立図書館をはじめ、学校園、その他の公共施設などで活発に「おはなし会」を行い、子どもたちへの読書の導入に大きな役割を果たしています。

子育て支援センターふるいち(古市複合館)、子育て支援センターむかいのでは、年10回以上のおはなし会を開催しました。

白鳥児童館では「絵本のへや」を月2回開催し絵本の読み聞かせが行われました。

青少年児童センターでは、図書室での閲覧・貸出を行いました。

市内14か所の留守家庭児童会では、平均して925冊ほどの蔵書を持ち、市立図書館の団体貸出も日常的に利用されており、絵本の読み聞かせや紙芝居が活発に行われています。

市内の書店では、「えほんのひろば」などのイベントが行われました。

③ 図書館での読書活動の推進

市立図書館は、子どもの読書活動推進の中心的役割を担う施設です。本市には、6館の市立図書館とブックステーションはびきのコロセアムがあり、図書館サービスはオンラインでつながっています。「貸出・レファレンスによる資料提供を図書館活動の基本とする」「児童、高齢者および障害者へのサービス充実強化を図る」「全市域に図書館サービスの充実を図る」を3つの基本方針とし(注1)、市民の暮らしの中の図書館を目指して、さまざまな図書館活動を行っています。

図書館では、まず読書活動の基本となる子どもの本の充実に努めました。第1次計画期間中の平成19年度に165,998冊だった児童書は、令和5年度末には201,610冊となり、図書資料(視聴覚資料・雑誌を除く)における児童書の割合は37.3%となっています。厳しい財政状況の中、また消耗が激しく耐用年数の短い児童書を充実させるため、府の「新子育て支援交付金」を活用し、資料の充実を図ってきました。しかしながら、令和5年度末の0歳から18歳までの子どもの利用登録率は全世代の約9%、児童書の貸出冊数は220,469冊で全貸出資料(視聴覚資料を含む)の約35.5%にとどまっています。

図書館では、計画策定以前から、学校図書館との連携に力を入れ、週2回、年間約80回の学校・公共図書館連絡車の巡回に加えて、学級文庫への貸出などにより、学校への団体貸出は令和5年度には30,191冊となっています。また学校からのレファレンス、調べ学習用セット資料の貸出などの支援を行っています。

学校へのサービスに比べて遅れがちだった、留守家庭児童会や幼稚園・保育園・認定こども園への団体貸出を強化するため、平成22年度から、図書館で選定した50冊~100冊程度の児童書を直接配達し、1学期間程度の長期貸出する「たけのこくんブックボックス(以前の「セット貸出」)」を実施しました。令和5年度は、小・中学校の貸出分も含めて83団体、10,224冊の利用がありました。子どもたちが図書館へ来るきっかけ作りとして、おはなし会をはじめ、手づくり遊び、七夕まつり、クリスマス会などの定例行事や「世界文化遺産関連イベント」「書庫見学」「本のリサイクル市」「読書月間スタンプラリー」などのイベントを積極的に行いました。また、「中学生の職業体験」や「夏休み子ども一日図書館員」などを通じて、図書館のしくみを理解してもらい、利用の促進を図りました。

平成23年からは、インターネットを通じて資料の予約と延長ができるサービスを開始し、部活動や受験勉強などで時間の制約が多いヤングアダルト層の利便性を高めました。また、平成24年7月から、大阪市・東大阪市・八尾市・柏原市・藤井寺市・松原市・富田林市・大阪狭山市・河内長野市との10市で始まった図書館の相互利用(広域貸出サービス)は、平成28年7月に太子町、平成29年12月に河南町・千早赤阪村を加えた13市町村に広がり、子育て世代を中心に、令和5年度は延べ登録者8,233

人、貸出冊数 75,345 冊（うち児童書 32,306 冊）の利用がありました。

また、市内にある四天王寺大学とは連携協定に基づき、資料の借用や実習生の受入れ・交流、イベントの共催などを行いました。

④ 学校園での読書活動の推進

市内には公立の小学校 13 校、中学校 5 校、義務教育学校 1 校があります。小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下「小学校」）では、各校に市費による学校司書を配置しています。また、12 学級以上の学校には司書教諭が発令されています。中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下「中学校」）では、複数年ごとに司書が異動して、各校の図書館を順次整備してきました。司書配置のない中学校には、校区内の小学校の司書が必要に応じて図書館活動の支援を行っています。

市内の全ての学校図書館はオンラインで結ばれ、資料の一元管理ができるようになっています。調べ学習などでさまざまな資料が必要なときは、学校・公共図書館連絡車などを通じ、他校の資料も集めて活用する体制づくりができています。

各校の学校司書は毎月 1～2 回「学校司書会」を開き、子どもの本の書評作りや作家研究、図書館の利用指導案の作成、情報交換、各種の研修などを行い、協力しあって「図書館を使った学習」が円滑に行われるように努めています。また、教職員向けの『学校図書館ニュース』を定期発行し、情報の発信を行なっています。

各小学校では、「朝の一斉読書」が実施され、子どもたちの読書習慣づくりが行われています。

市教育委員会では、平成 23 年度から「羽曳野市・図書館を使った調べる学習コンクール」を実施し、学校図書館や市立図書館の資料を活用した「調べる学習」が活発に行われています。

また、GIGA スクール構想により全校児童・生徒に配布されているタブレット端末を利用し、はびきの電子図書館の資料を閲覧・貸出ができるサービスが令和 5 年 10 月に開始され、子どもの読書環境の充実が図られています。

2 家庭、地域、学校園、図書館の連携

子ども読書活動を行うにあたっては、家庭、地域、学校園、図書館が互いに連携し、協力しあって事業を行ってきました。例えば、羽曳野市子ども文庫連絡会では、子どもたちに読み継がれてほしい本を選び、毎月 1 冊ずつ市立図書館だより「たけのこくん」で紹介しており、これまでに取り上げた本は 150 冊を超えました。中央図書館では、これらの本を集めた「よんでみませんか？」コーナーを定期的に設けて、展示・貸出を行っています。

また、学校や幼稚園では、おはなしグループをはじめ、地域のボランティアや保護者によるおはなし会や読み聞かせを随時行っています。

学校と図書館は、団体貸出やレファレンス、学校・公共図書館連絡車などを通じて密接に連携を取り合っています。

3 啓発・広報活動

市では、広報誌、図書館だより、ホームページ、図書館公式X(旧 Twitter)、図書館公式 Instagram や 4 か月児健診における貸出申込書の配布などを通じて、子どもの読書活動について市民の理解と協力を得られるよう、啓発と広報活動を行ってきました。

4 第4次計画へ向けて

第4次計画を策定するにあたり、第3次計画と同様に、市内の関係機関・団体にアンケート調査を行いました。学校園、留守家庭児童会、子どもに関わる公共施設のほか、子ども文庫、支援学校、民間の施設、図書館ボランティア団体を対象とし、たくさんの貴重なご意見・提言をいただきました。

第3次計画を進める中で上がってきた以下の課題に加えて、計画策定のための基礎資料とさせていただきます。

① 資料の充実

市の厳しい財政状況のもと、資料費の減少傾向にある中で、図書館では子どもの本の充実に努め、特に利用の多い絵本・読み物や、調べ学習のための資料の収集に力を入れてきました。一方、消耗の激しい実用書や、ヤングアダルト向けの資料などに、不足が目立っています。また、長く読み継がれてきた基本図書や、内容の変化の著しい分野の定期的な買い替えや、電子書籍の充実・増加を計画的に進める必要があります。

小・中・義務教育学校では、読書センター、学習・情報センター(注2)としての役割を果たすために必要な資料が不足しており、一層の資料の充実が必要です。

② 子ども読書推進のための専門職員の配置と資質の向上

市内の小・中・義務教育学校に、専任の学校司書を配置しているところですが、中学校では専任の学校司書のいない学校が複数校あるため、市立図書館からの支援体制を充実させることが不可欠となります。あわせて、市立図書館職員および学校司書が専門職員としての資質向上を図るため、内外での研修を継続的に実施する必要があります。

③ 乳幼児を持つ保護者への働きかけ

子育て世代の中でも、乳幼児を持つ保護者への働きかけは特に重要です。保健センターや子育て支援センターなどの事業を通じ、絵本の読み聞かせの大切さを啓発する必要があります。

④ 中・高校生の読書離れ

中学生、高校生の読書離れが進む中で、市立図書館の統計を見ても、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて利用が少なくなる傾向が顕著になっています。これらのヤングアダルト層にとって魅力ある図書館づくりと、夏休み・冬休みなどの機会をとらえ、図書館に足を運んでもらうきっかけづくりが必要です。さらに学校での読書推進を図る方策が必要となります。

⑤ 連携の強化と情報発信

図書館、学校園、関係機関、地域がより連携を深め、強力なネットワークを築いていくとともに、ホームページや広報などを活用した情報発信が求められます。

⑥ 活動を支えるボランティアの育成と支援

子どもの読書活動には、市民の協力が不可欠です。地域を支えるボランティアの育成と支援を充実・強化する必要があります。

第 2 部 第 4 次羽曳野市子ども読書活動推進計画

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の理念と目的

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」および「子供の読書活動に関する基本的な計画」「大阪府子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもと子どもに関わる大人が、自由で豊かな読書活動を行うための環境を整備し、次世代を担う子どもの健全な育成に資することを目的として策定するものです。

また、この計画は、「第 3 次羽曳野市子ども読書活動推進計画」を継承・発展させる形で、「羽曳野市総合基本計画」や「はびきのこども夢プラン」などの諸計画との整合性を図りながら進めるものとします。

2 基本目標

この目的を実現するために、以下の基本目標を定めます。

- ① 子どもが読書に親しむための環境を整備します。
- ② 家庭、地域、学校園、行政が連携し、市全体として取組みを推進します。
- ③ 子どもの読書活動への理解と関心を深めるため、啓発・広報活動を行います。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までのおおむね 5 年間とします。

4 計画の対象

この計画でいう「子ども」とは、0 歳から 18 歳までを指します。また、本計画は、子どもに加えて、子ども読書活動に関わる全ての人を対象とします。

5 重点事業

この計画の中で重点的に取り組む事業は以下のとおりとします。

- ① 市立図書館（電子図書館を含む）の子ども向け図書・資料の充実
- ② 市立図書館（電子図書館を含む）における中・高校生の利用の促進
- ③ 団体貸出の推進
- ④ 子ども読書に関わるボランティアの育成と活動支援
- ⑤ 乳幼児期の保護者への読書活動支援の促進
- ⑥ 学校園の資料の充実
- ⑦ 子ども読書に関わる体制の充実と職員の専門性の向上
- ⑧ 市立図書館と学校との連携の強化
- ⑨ 関係機関の連携の輪づくり

第2章 子ども読書活動推進のための取組み

1 家庭での読書活動の推進

- 保健センター、子育て支援センターなどで市が主催する妊娠期・乳幼児期・学童期の講座や学級などを通じ、家庭での読書や読み聞かせの意義について保護者への啓発活動を行います。
- 図書館や子ども文庫の利用を推進するため、広報誌、図書館だより、ホームページなどを通じた広報活動や、子どもの年齢にあわせた行事、保護者向けの啓発事業を行います。
- 子どもの本のリサイクル市などを実施し、図書を大切にする意識の向上と、図書の有効活用を図ります。

2 地域での読書活動の推進

- 子育て支援センター、青少年児童センター、白鳥児童館などの、子どもに関わる公共施設の図書の充実に引き続き努めます。
- 各施設での、絵本の読み聞かせ講座、おはなし会、講演会などの行事の充実を図ります。
- 留守家庭児童会や市の公共施設に、図書館から定期的な配本を継続して行い、団体貸出の利用を促進します。
- 留守家庭児童会では、指導員研修を行うなど、日常的な読み聞かせやおはなし会が実施できるよう環境を整えます。
- 子ども文庫への図書の貸出、活動場所の提供などの支援を継続し、その充実を図ります。
- 地域で行われている読書活動の情報を収集し、その発展のための支援を行います。

3 図書館での読書活動の推進

- 市立図書館（電子図書館を含む）の子ども向け図書・資料を充実させます。（重点事業 ①）
 - ・子ども向け資料に適切な予算を配分し、乳幼児から高校生まで、幅広い年齢と発達段階に応じた資料を積極的に収集します。
 - ・消耗の激しい図書、図書館資料の核となるべき基本的な図書の買い替えを計画的に行ない、蔵書の新鮮さを保ちます。
- 読書離れの目立つ中・高校生の利用を促進します。（重点事業 ②）
 - ・学校司書と協力し、おすすめ本のブックリストやPOPなどの製作、調べ学習や読書感想文コンクールなどの機会も活用して、図書館を利用するきっかけ作りを行います。
 - ・中・高校生の興味・関心にも十分に配慮した選書を行い、ヤングアダルトコーナーをはじめとして、今を生きる10代の子どもたちにとって魅力ある書架づくりや電子書籍の充実を目指します。
- 団体貸出を推進します。（重点事業 ③）
 - ・幼稚園、保育園、認定こども園、学級文庫、支援学校など向けに選定したセット（たけのこくんブックボックス→令和6年度から「たけのこくんボックス」に改称）を引き続き定期的に貸出します。
 - ・現在利用のない学校や関係機関に団体貸出のPRを行い、利用を促進します。
- 子ども読書に関わるボランティアの育成と活動支援を行います。（重点事業 ④）
 - ・おはなしボランティアなどの育成とスキルアップのための講座を定期的に行います。
 - ・子ども読書のためのさまざまなボランティア活動に対し、活動の場を提供し、支援を行います。

「第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画」

- 乳幼児健診などの機会を通じて、絵本の読み聞かせの大切さを周知するとともに、絵本の配布を行い、子どもと絵本の出会いを支援します。(重点事業 ⑤)
- 子どもが楽しく読書できるスペースの整備に努めます。
- 情報提供や蔵書検索、資料予約などのインターネットを活用したサービスを充実させます。
また、図書館ホームページの「子ども読書活動推進のページ」を充実し、読書への関心を高めるきっかけ作りとします。
- 子どもの年齢層に応じた行事を充実させます。また「子ども一日図書館員」、「職業体験学習」などを通して、子どもが図書館の魅力を発見できるようにします。
- 障害をもつ子どもに、さわる絵本や点字本、録音図書など、障害の状態に応じた資料の提供に努めます。また、外国語を母語とする子どものニーズに応じた資料の提供に努めます。
- おはなし・読み聞かせ入門講座などの保護者向けの講座を充実するとともに、新たなボランティアの担い手の育成にも努めます。
- 職員の児童サービスの研修を実施し、資質の向上に努めます。また、大阪府立図書館などが実施している児童サービス研修への参加を積極的に行います。
- 図書館サービスの空白地域の解消に努めます。
- 広域貸出や大学図書館との連携を充実させ、各図書館が持つ多様な資料の相互の活用を図ります。
- 大阪府立中央図書館や大阪府立中央図書館国際児童文学館から情報や資料提供などの協力を得、府内の各公共図書館とも協力しあって、読書活動の推進を図ります。

4 学校園での読書活動の推進

- 学校園の資料充実を図ります。(重点事業 ⑥)
 - ・幼稚園、保育園、認定こども園では、日常的な読み聞かせ活動を推進するため、絵本を中心にした蔵書の充実を引き続き図ります。
 - ・小・中・義務教育学校では、資料の収集と廃棄を適切に行い、読書センター、学習・情報センターの役割を果たせるよう、各分野の蔵書の充実を図ります。また、学級文庫、保護者文庫の設置を進めます。
- 小・中・義務教育学校の学校図書館がより魅力的な場所となるよう、くつろげるコーナー作りや読書・調べ学習にふさわしい環境の整備に努めます。
- 中学生による職業体験学習や、学校園などとの交流活動でも、積極的な読書活動に取り組みます。
- 「朝の全校一斉読書」をはじめ、小・中・義務教育学校における読書活動を一層推進します。
- 幼稚園、保育園、認定こども園において、ボランティアや保護者による「おはなし会」を開催するなど、幼児期の読書活動の充実に努めます。
- 小・中・義務教育学校司書教諭の全校発令に向けた取り組みを行ないます。また、教職員などの資質向上のため、読書活動に関する研修を行うとともに、他自治体などで実施される研修への積極的な参加をすすめます。
- 小・中・義務教育学校において、学校図書館を活用した調べ学習に積極的に取り組めるよう、「羽曳野市・図書館を使った調べる学習コンクール」を継続して実施します。

第3章 計画の進め方

1 推進体制の整備

- ① 「子ども読書活動推進委員会」において、毎年、計画の進捗状況を検証します。
- ② 子どもの読書活動推進に必要な体制の充実に努め、研修を実施し、各施策を進めることができる職員を育成します。(重点事業 ⑦)
- ③ 関係機関や子ども文庫、市民団体との交流の場を設け、協力体制を整えます。
- ④ これらの施策を実現するため、必要な財政措置に努めます。

2 関係機関の連携

- ① 市立図書館と学校との連携を強化します。(重点事業 ⑧)
 - ・市立図書館は、学校との連携を一層強め、学校教育への支援を行います。そのため、公共図書館－学校連絡車による配送システム、レファレンスをより充実させ、「学校図書館支援センター」としての役割を果たすよう努めます。
 - ・図書館、学校が連携して、「読書月間」などの読書推進行事を継続して実施します。
- ② 関係機関の連携の輪を広げます。(重点事業 ⑨)
 - ・子ども文庫や市民団体の活動を支援するため、市立図書館の団体貸出の充実や活動場所の提供、交流会などを実施します。
 - ・保健センターと市立図書館、市民団体が協力しあって、乳幼児健診などで、赤ちゃん絵本の紹介、おはなし会、ブックリストや図書館利用申込書の配布を行います。
 - ・幼稚園、保育園、認定こども園、留守家庭児童会、子どもに関わる公共施設、市立図書館の連携を一層進めます。
 - ・関係機関と市民が協力しあって、子どもの読書推進のための研修を行います。
 - ・まちライブラリーなど私設図書館等の活動への支援を実施します。

第4章 啓発・広報

- ① 広報誌、図書館だより、ホームページ、図書館公式X(旧 Twitter)、図書館公式 Instagram のほか、新たに市公式LINEを加え、多種多様な媒体を通じて、子どもの読書活動に関する情報を提供します。
- ② 優れた活動を行っている団体や個人を市として表彰・顕彰、または国及び大阪府などの表彰対象として推薦し、その活動内容を広く紹介するように努めます。
- ③ ブックリストの作成・配布などにより、永く読み継がれてきた図書や、優れた図書についての情報を提供します。
- ④ 「子ども読書の日(4月23日)」「こどもの読書週間(4月23日～5月12日)」「読書週間(10月27日～11月9日)」の市民への周知のための取組みを進めます。

「第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画」

注1 羽曳野市立図書館では、3つの図書館活動の基本方針を定めています。

1. 貸出・レファレンスによる資料提供を図書館活動の基本とすること
2. 児童、高齢者および障害者へのサービスの充実強化を図ること
3. 全市域に図書館サービスの拡充を図ること

(『令和5年度 図書館業務活動報告書』参照)

注2 読書センター、学習・情報センター

学校図書館は、児童生徒の「読書センター」機能および「学習・情報センター」機能の2つの柱を持ち、この2つの機能の発揮を通じて、学校教育の中核たる役割を果たすよう期待されています。

読書センターとしての学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場となります。

学習・情報センターは、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与するものです。

(文部科学省「これからの学校図書館の在り方等について」参照)

子どもの読書活動に関するアンケート集計

(回答数 幼稚園9 保育園9 認定こども園6 / 24園中)

1. 貴施設の在園児数をおたずねします。(2024年4月現在)

幼稚園・認定こども園(以下「幼稚園」と表記)

3歳児	12ヶ所	6~96人	幼稚園のみの平均	$137 \div 5 = 27.4$ 人
4歳児	14ヶ所	6~92人		$170 \div 8 = 21.3$ 人
5歳児	14ヶ所	2~97人		$174 \div 8 = 21.8$ 人

保育園

0歳児	3~11人	平均	$57 \div 9 = 6.3$ 人
1歳児	11~30人		$174 \div 9 = 19.3$ 人
2歳児	10~31人		$191 \div 9 = 21.2$ 人
3歳児	6~31人		$200 \div 9 = 22.2$ 人
4歳児	11~30人		$219 \div 9 = 24.3$ 人
5歳児	7~33人		$205 \div 9 = 22.8$ 人

2. 貴施設には、何冊ぐらいの子どもの本を所蔵されていますか。また、年間に何冊ぐらいの本を購入されていますか。

所蔵	幼稚園		保育園	
	約300冊	1	約30冊	1
	400冊	1	300冊	1
	500冊	4	400冊	1
	800冊	1	500冊	1
	900冊	1	750冊	1
	1000冊	3	1500冊以上	2
	2000冊	3	※無回答	2
	※無回答	1		
購入	約10~20冊	7	0冊	1
	20~30冊	7	約10~20冊	4
	40冊	1	30~40冊	3
	100冊	1	90冊	1
	200冊	1		
	不明	1		

また、どんな時間帯・生活の場面で絵本の読み聞かせをされていますか。
(例・お昼寝の前、子どもにせがまれた時、毎日時間を決めて など)

	幼稚園	保育園
・活動の前	6	3
・給食の前	2	1
・午睡前	4	5
・降園前	8	2
・空いた時間	2	0
・子どもが希望した時	0	3
・子どもの気持ちを落ち着かせたい時	1	2
・朝の会	2	1
・その他(お残り時、政作の導入、食後の休憩時、オマール使用時、生活切り替え時、いろいろな場面で読む)	各	1

7. 読み聞かせ以外で、どのように本を活用されていますか。

	幼稚園	保育園
① 園行事の題材として活用している	12	7
② 日常のこっこ遊びなどに取り入れている	6	5
③ 子どもに自由に読ませている	14	7
④ 子どもや保護者に貸出している	9	1
※貸出冊数	ひとり1冊	3
	2冊	2
	3冊	1
※貸出期間	2日間~14日間、長期休暇中など園によって異なり、14日間が最多	

その他

- ・絵本からこっこ遊びや劇遊びへ、又は絵画活動へとつなげている
- ⑤ 特になし

3. 市立図書館の団体貸出(だけのこくんボックスを含む)を利用されていますか。

① している	幼稚園 8	保育園 5
② していない	幼稚園 7	保育園 4

4. 団体貸出を利用されていない場合、その理由をお聞かせください。(複数回答可)

	幼稚園	保育園
① 団体貸出の制度・使い方を知らなかった	0	0
② 図書館まで借りに行く時間がない	2	0
③ 紛失や破損が心配だから	1	1
④ 園にある本だけで十分	4	1
⑤ その他	3	2
・近くに図書館があるため		
・以前利用していた時に次の図書が予定日を過ぎてもなかなかこなかったため		
・保育士が必要な時に個人で借りに行っている		
・古市南小学校の図書館交流(貸出)		
・お話会の図書貸出・前年度までは利用していたが、今年度は羽曳が丘幼稚園での合同保育となったため、利用していない		
・毎年していたが、今年度はその余裕がないため		

5. 利用されている場合、使いにくい点や改善してほしい点があれば、お書きください。

- ・年齢別に分かれて入っていればより一層使いやすいように思います

6. 先生方は、どのぐらいの頻度で読み聞かせをされますか

	幼稚園	保育園
① 毎日読む	14	9
② 週に(3)回くらい	1	

8. 市民ボランティアや保護者の方による「おはなし会」を実施されていますか。また、どのぐらいの頻度でされていますか

	幼稚園	保育園
① している	9	2
(内訳)		
・年1~2回	1	2
・3~5回	2	0
・6~8回	2	0
・10~15回	4	0
② していないが、今後機会があればやりたい	3	5
③ していないし、今後もする予定はない	3	2

9. このほかに、子どもの読書に関する行事を実施されている場合は、お書きください。

- ・園児はもちろんのこと、大人、保護者にも絵本に親しんでほしいと昨年度の後半より絵本専門士の方をお招きし、降園前の少しの時間に絵本に触れ合える時間を設けている。
- ・子育てサロンで未就学園児に向けて絵本の読み聞かせを行っている。
- ・劇遊び、クラス便りで子どもの好きなおすすめ絵本紹介。
- ・年長児は音読タイムを設けている(週1~2回)。
- ・誕生会や行事にて大型絵本の読み聞かせ、地域サロンにて季節に合わせた大型絵本や紙芝居の読み聞かせを行う。
- ・校区の小学校の図書室訪問
- ・クラスごとに読書の時間を設け、絵本室で自由に絵本を読む
- ・小学校の図書室を訪問し、絵本を読ませてもらう。司書の先生に読み聞かせをしてもらう。
- ・お話会への参加、小学校図書室訪問(小学生との絵本を通じた交流)、司書の先生の読み聞かせ
- ・今年はまだできていないが、絵本作家さんを招いて絵本ライブをしていただいたこともある。

10. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。あてはまるものにいくつでも○をしてください。

	幼稚園	保育園
① 団体貸出の充実	8	3
2) 定期的に配本をしてほしい	2	2
3) 本や教育についての情報提供	8	3
4) 児童書の充実	7	2
5) 子どもの本についての専門知識を持った職員の配置	6	2
⑥ 図書館の利用指導やおはなし会など、園への職員の派遣	6	5
7) 子どもや保護者向けの行事の充実	5	4
8) 寄贈本・リサイクル本の譲渡	1	0
9) その他	2	0

11. 子どもの読書環境を良くするために、貴施設として取り組みたいこと、必要と思われることは何ですか。

- ・現在取り組んでいる子どもへの絵本の貸し出し、また大人が絵本に親しむ活動をもっと広めていきたい。絵本カードを用い、保護者に感想などを記入してもらうが、温度差があるのでもっと広めていけるようにしていきたい。
- ・定期的な絵本の貸し替え。(傷んでしまうため)、子どもの興味にあった絵本の充実。
- ・図書係を作って職員がしっかり工夫してくれているので今のところ特になし。
- ・お話をしっかり聞くこと。
- ・行事や分野ごとに整理し、絵本のリスト作り
- ・子どもたちが読みたい時に気軽に本を手にとれる環境作り。読書タイムなどを作れたいなと思っている。
- ・司書教諭による読み聞かせをしていただき、本・読書について教えてもらいたい。
- ・本棚の整理 本棚が詰まり過ぎて本の出し入れがしにくかったり、分類表示が分かりにくく、本を元の場所に戻せない子どもたちが気軽に本を手にとりにくくなるので、整理整頓は大切だと思われる。
- ・読みやすいもの、短め。“文字”だけでなく“絵”も分かりやすいものがあるのかなと思う。
- ・絵本のメンテナンス。興味に応じた入れ替え。

- ・おすすめの絵本をもっと紹介してほしい。
- ・図書室的な落ち着いた場所を作りたい。
- ・保育や教育の場面で絵本に沢山触れ合う時間をとり、みんなでひとつの絵本の世界観を共有する事。また子ども達一人ひとりが絵本に親しむ環境を作る事。見て楽しむ、聞いて楽しむの両方。
- ・絵本に興味・関心をもてるよう、様々な絵本を子どもに読み聞かせる。保護者にも子どもにも人気の絵本を紹介し、一緒に楽しんでもらえるようにする。
- ・保護者向け絵本紹介をより充実させる。
- ・子どもの手の届く所に常に絵本をおいている。当園には絵本コーナーがあり、子どもの遊べる空間になっている。
- ・幼稚園でいくら絵本に親しむ時間をつくり、お話が大好きな子どもになっても、ご家庭での過ごし方(ゲーム、YouTube など)で影響を受けるので、保護者への啓発もすすめたい。

12. その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

- ・家庭での読み聞かせが、親子の関わりを持つ大切な時間づくりや、就寝前の子どもたちのお楽しみになるように、保護者の方々へ働きかけていけるといいなと感じています。

子どもの読書活動に関するアンケート集計（小学校：回答13校／13校中）

学校図書（図書室）について

1. 授業時間以外で、図書を開けていますか。
① 毎日開けている 13

2. 開けているのはいつですか。
（複数回答可）

① 朝・始業前
・8時00分～8時30分 1
・8時10分～8時20分 1
・8時10分～8時25分 1
・8時15分～8時25分 4
・8時15分～8時30分 1

② 授業中の休み時間 13
③ 昼休み 12

3. 授業時間中の図書利用についておたずねします。学校全体として、図書の時間に、どのくらい図書館を利用していますか

週（ ）時間程度利用がある
週20時間以上 1
週15時間以上 1
週10時間以上 6
週5時間以上 2
週5時間未満 3

4. その他の授業時間には、どのくらい図書館を利用していますか

① 週（ ）時間程度利用がある
週 22時間 1
② ときどき利用がある ※月（ ）回または年（ ）回程度
月2回以上 4
月1回 2
年5回以上 3
年5回未満 2
未回答 1

7. 市民ボランティアや保護者の方による「おはなし会」を実施されていますか。
また、どのくらいの頻度でされていますか。

① している
・年20回（全年） 1
・年9回（全年） 1
・年3回（全年） 1
・年2回（全年） 2
・年1回（全年） 6
② していないが、今後機会があればやりたい 2

8. 朝の読書など、一斉読書の時間を設けていますか。

① 全校で実施している 13

9. 8で1～3「実施している」と答えた方にお聞きします。

ア) どのくらいの頻度で実施していますか。

① ほとんど毎日 8
② 週（ ）回くらい
・週4日 2
・週3～5日 1
・週3日 1
・週2日 2

イ) どんな時間帯に何分程度実施していますか

① 朝・始業前に10分程度 12
② 授業中に（ ）分程度
③ その他
・図書の時間で10分～15分 1

ウ) 一斉読書で使用する本はどうやって用意していますか（複数回答可）

・児童・生徒が自分で用意する 10
・学級文庫の本を使う 12
・学校図書の本を使う 12
・公共図書館から借りる 8
・その他
担任が用意した本をよんでいる 1

エ) 一斉読書を実施したことで、児童・生徒にどんな変化が見られますか。
・気持ちが落ち着いて、次の授業にスムーズに入れる。 3

5. 4で1、2と答えられた方におたずねします。

主に利用している教科は何ですか。また、どのような時に利用されていますか
（例・社会科で調べ学習、修学旅行の事前学習 など）

・国語科 6
（調べ学習、帯作り、おすすすめ本の紹介、単元に関する本の紹介、
図書館の利用指導、国語辞典や漢字辞典、ホプラディアの使い方）
・社会科（調べ学習） 5
・総合科（調べ学習、修学旅行の事前学習） 7
・理科（調べ学習） 4
・保健学習 1

6. 「はびきの電子図書館」や電子書籍を学校で利用されていますか。また、どのような時に利用されていますか。

1. 利用している 7

・家庭訪問（学期ごとに1回取り組んでいる）の時に、電子図書館の利用を案内
・オリエンテーションなどで年に1回は、電子図書館の案内、ログインの練習をしている。
・図書の時間、家庭での自主学習、すきま時間の活用、調べ学習等

2. 利用していない 6

・3年生以上の利用指導を行い、個人の利用にまかせている。
・休み時間に自由にタブレットを使うのを許可していない。
・朝読では、紙の本を読むことを推奨しているので、電子図書館は家庭（毎日の宿題）での使用をすすめている。
・今年度説明を行う予定。
・持ち帰ったタブレットで、家庭で利用するように呼び掛けている。朝読や休み時間は、紙の本を利用している。
・タブレットで電子図書館のサイト以外を閲覧していても確認できず、管理が難しいため。
・1、2年生はローマ字を打つのが難しい。
・使用するようにあまり声かけが出来ていない。
・図書の時間や朝読の時間は、基本紙の本での読書を推奨している

・集中して読む力の育成 1
・内容やつながりのある文書を読む練習になる。 1
・落ち着いた状態で1時間目の学習に移行しやすくなっている。 5
・読書時間の定着が見られる。 1
・落ち着いた本を読む習慣が身についた。 1
・いろいろな本に出会うことで、読書に興味を持った。 1
・普段読まない児童も周りに合わせて読むことで読書のきっかけになっている。 1
・本を読むことが習慣になり、本が好きになる子もいる。 1

10. 上記以外に、子どもの読書に関して、貴校が過去1年間に実施したイベントや行事などがありますか。（複数回答可）

1 絵本の読み聞かせ 11
2 講演会
3 読書会
4 講演会・研修
5 「子ども読書の日（4月23日）」や秋の読書週間の関連行事 13
・先生のおすすすめ本紹介
・本のクイズ（図書委員会）
・中学校区での読書月間 家庭訪問
・うちどく週間、おすすすめ本リーフレット、読書ゆうひん、クイズ、スタンフラー
・スタンフラー、読書ノート、先生・図書委員会おすすすめ本展示と感想文募集
・うちどく、先生のおすすすめ本を読む、私の好きな本を紹介する、図書委員会によるおはなし会
・スタンフラー、ピンコカード、先生おすすすめ本、司書会おすすすめ本
・図書委員会クイズ、本の福袋
・先生のおすすすめ本、読書マラソン
・読書スタンフラーや読書ピンコ。教職員や図書委員会のおすすすめ本紹介
・大型絵本よみきかせや、しおりコンテスト
・図書委員会が低学年のクラスへ絵本や紙芝居を読みに行く。先生や図書委員会のおすすすめ本紹介、家読、好きな本を見つける。
・春読、秋読の取り組み。（おすすすめ本をカードに書く、分類番号によるピンコなど）
・先生方のおすすすめ本紹介のPOPと本の展示、委員会児童のおすすすめ本の紹介、家読の推奨、啓発。

- ・スタンフラリー、毎日図書館クイズ、先生方のおすすめ本展示、司書会おすすめ本展示、本の福袋
- その他
- ・春の読書月間イベントにて、おすすめ本をカードに記入して掲示する等
 - ・図書委員によるヒプリオバトル
- 1 1. 省略（中学校・義務教育学校への訪問のため）
- 1 2. 省略（中学校・義務教育学校への訪問のため）
- 1 3. 貴校には、外国語を母語とする子どもが在籍していますか。
- 1 いる 9
- 内訳（例 中国 〇人 ベトナム 〇人）
- ・ハギスタン 9人 ・ベトナム 3人 ・中国 2人
 - ・スリランカ 2人 ・フィリピン 1人 ・韓国 1人
 - ・アメリカ 1人 ・インドネシア 1人 ・アフガニスタン 1人
- 2 いない 4
- 1 4. 外国語を母語とする子どもの読書のために、貴校で実践されていることがあればお書きください。

- ・8杯のサインを作り置き、82アジアの言葉 や 84その他の外国語の本の場所がわかるようにした。
- ・防災、身体の様子、授業中のマナーなど5か国語表示の掲示物を準備。
- ・公共図書館から借り入れ、個別に貸出している。
- ・多言語の絵本を取り入れている。
- ・本の貸し出し【（簡単な）ことばえじてん、母国が秋っている地理の本、おりがみや紙ひこうきの作り方などあそびの本】
- ・日本語指導担当の先生が、絵本の読み聞かせをしてくれているので、リクエストに応じて日本の音ばなしを貸出している。
- ・母語で書かれた絵本を用意する。
- ・日本語の入門になるようなわかりやすい絵本を用意する。
- ・出身国の昔話を読み聞かせに取り入れる。
- ・多言語読み聞かせを行った。
- ・英語で書かれた本を少し購入（高価）
- ・初めは写真や絵がわかりやすいものをすすめていました。『6か国語のワクワク絵ずかん』や「教室で使うみんなのことば」など言葉に関する本を図書館に

5

- 紹介、春と秋の読書迎いの取り組み、スタンフラリー
- ・不読率を下げるために、本を読む習慣をつける。そのために、家庭で読書をする家庭の読書迎いの取り組みに力を入れたい。
 - ・読むことが苦手な子どものために、写真絵本や字の少ない、見て楽しい本をそろえて、面展台（段ボール製）に展示。まずは本に興味をもってもらう工夫に取り組んでいる。
 - ・朝読、図書の時間などで読書へのきっかけづくりと読書時間の確保。図書の時間では学年の段階に合わせた本の紹介や取り組みを行っている。読書月間を年2回行っている。すべての先生に本を紹介していただき、児童の興味を引くような読書推進を行っている。ボランティアの方にもおはなし会をお願いし、様々な方から本を紹介してもらっている。家庭の取り組みでお家の方へも読書啓発に参加いただけるよう取り組みを行っている。
 - ・読書迎いを身につけることができるような、本に興味を持つことができるような読書イベントの計画と実施
 - ・さまざまなジャンル、児童が興味関心のある資料の充実をはかりたい。
 - ・「読書センター」だけでなく「学習・情報センター」「心の居場所」としての役割や機能をはたす。
 - ・日常の中で読書時間を持てるように、朝読の時間を確保することや、教科の学習内容と関連した本を図書の時間で紹介したあと、学年のフロアに置いて、手に取って読む機会を増やすように意識している。
 - ・ヒプリオバトルや本の紹介ポスターやスライド作成などを通して、児童と本の出会いのチャンスを増やしていければと思う。

- 1 7. その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

- ・学校では司書配置がなされていることで、子ども一人一人の特性や環境に向き合った本をこれからも手渡していきたいと思っています。そのための、公共図書館や家庭文庫のご支援は大変ありがたく心より感謝申し上げます。
- ・保護者への読書啓発講演や、乳児からスマホを見せることへの危険性などを常に発信してもらいたい。
- ・子どもたちが読書の楽しさを日常的に感じながら過ごしてくれたらと思います。彼らがまた出会っていないたくさん本がある一方で、自分の限られた興味の中だけで、本を手にとろうとする子もいます。子どもたちの興味関心を広げていけるような出会いの場をできるだけ増やしていけたらと思う。（羽曳野市内の図書館が取り組んでおられるイベントや展示は、その出会いの

7

入れた（他の子どもも楽しく学べるように）

- 1 5. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。（複数回答可）
- 1 団体貸出の充実 9
- 2 配本・連絡車の充実 9
- 3 本や教育についての情報提供 4
- 4 児童書の充実 13
- 5 子どもの本についての専門知識を持った職員の配置 7
- 6 図書館の利用指導など、学校への図書館職員の派遣 4
- 7 子どもや保護者向けの行事の充実 3
- 8 寄贈本・リサイクル本の譲渡 5
- 9 その他
- ・ベトナム語、シンハラ語の絵本児童書の貸し出し 1
 - ・県立図書館の充実 1
 - ・保護者への読書啓発講演（作家等） 1
 - ・乳児からスマホなどを見せることの危険性などを常に発信 1

- 1 6. 子どもの読書に関して、貴校で取り組んでいること、今後取り組みたいことがあればお書きください。

- ・家庭迎いを6. 11. 1月に行い、おうちの読書を啓発。
- ・読書の記録（読書ノート）の取り組み、学年ごとに目標冊子ページ数を設定している。
- ・長期休暇前に、公共図書館利用のよびかけ。
- ・朝読、読書月間、家庭迎い、読書感想文、読書感想画、調べる学習コンクール等への参加。
- ・学校司書による読み聞かせ、ブックトーク利用指導。
- ・家読、朝読、読書迎い、文庫の方によるおはなし会、図書委員活動、読み聞かせ、ヒプリオバトル、おすすめ本紹介
- ・習慣的な図書館の利用
- ・家読、朝読の習慣化
- ・家読の取り組み。6月と11月の読書月間は特に「うちどく強化月間」として家庭とも連携し、家読に対するコメントを書いていただいている。
- ・6年間を通して、図書館を利用する力・読む力を段階的に身につけられるよう、利用指導や本の紹介を行っている。
- ・オーサービジット事業（R6.10）
- ・読み聞かせ、学年に応じた本の紹介、テーマ読書、味見読書、先生による本の

6

場を提供する大きな機会になっていると思い、いつも楽しみに見て参考にさせていただいている）

- ・羽曳野市立図書館をいつも利用させていただき、学校との連絡便やたけのこくんの取り組み等、親切で丁寧な対応にとっても感謝しています。

8

子どもの読書活動に関するアンケート集計（中学校：回答5校／5校中）

学校図書館（図書室）について

1. 授業時間以外で、図書館を開けていますか。
- ① 毎日開けている 1
- ② 時々開けている 4
- ・週3回
2. ①で①、②と答えた方におたずねします。開けているのはいつですか。（複数回答可）
- ③ 昼休み 5
- ④ その他（休校日など） 1
- ・長期休暇前の放課後2日間程度
- ・昼休み 7月の月・火・水 午前開館
- 3 授業時間中の図書館利用についておたずねします。学校全体として、図書の時間に、どのくらい図書館を利用していますか。
- ② ときどき利用がある（月1回） 1
- ④ 図書の時間がない 4
4. その他の授業時間には、どのくらい図書館を利用していますか。
- ② ときどき利用がある（学期に1～2回程度） 2
- （年1回程度） 1
- ③ 図書館はほとんど使っていない 2
- ※その理由 ・コロナ以降、以前のような利用に戻っていない
- ・調べ学習等をタブレットで行えるようになったため
5. 主に利用している教科は何ですか。また、どのような時に利用されていますか。（例・社会科で調べ学習、修学旅行の事前学習 など）
- ・国語科 ③ （図書のオリエンテーション、単元に沿ったブックトークや本の紹介、長期休み前の本の紹介・貸出、本の分類などを学ぶ など）

1

- エ）一斉読書を実施したことで、児童・生徒にどんな変化が見られますか。
- ・本をリクエストしてくれるようになった。
- ・学校図書館の本を継続して借りる生徒がいる
- ・借りる本の幅がひろい
10. 上記以外に、子どもの読書に関して、貴校が過去1年間に実施したイベントや行事などがありますか。（複数回答可）
- ・「子ども読書の日（4月23日）」や秋の読書週間の関連行事 2
- ※内容
- ・図書委員会による、本の紹介スライドショー、ホスター等
- ・国語×図書（1年） 本の冒頭をタイピングしたものを持参しお礼プレゼント
- ・ その他 9
- ・委員会活動で「図書館へ行こう」ホスター作成
- ・委員会主催で「ビブリオハトル」参加呼びかけ
- ・ // イラストを使ったおすすめ本の紹介
- ・本のしおりのプレゼント
- ・漢字クイズハネル、著作権クイズハネル
- ・国語×図書（3年）本から名言を採ろう ワークフリの掲示
- ・図書委員会が選ぶ学級文庫、本のPOP作成
- ・読書感想文課題図書のスライド案内
- ・卒業生へのおすすめ本リスト
- ・ 特になし 2

※11、12は、中学校の方のみにお聞きします。

11. 貴校には、専任の図書館担当職員がいますか。（複数回答可）
- ① 学校司書がいる 2
- ② その他の担当職員がいる 2
- ③ 専任の職員はいない 3
12. ①②で②、③と回答された方にお聞きします。学校司書の必要性について、どのように考えておられますか
- 1 とても必要と思う 3

3

6. 「はひきの電子図書館」や電子書籍を学校で利用されていますか。また、どのような時に利用されていますか。
- 1 利用している 2
- （例・図書の時間 休み時間に自由に使う 調べ学習 など）
- ・「はひきの電子図書館」の紹介
- ・「電子図書館」の紹介を行った。
- 2 利用していない 3
- （その理由）
- ・利用しようとは思っているが、まだできるタイミングにない
- ・借りられる量が少ないため
- ・一人が借りると、その期間、他の人が借りられない。
- ・読みたい本がない。
- ・システムが学校内に導入されていない。
7. 市民ボランティアや保護者の方による「おはなし会」を実施されていますか。また、どのくらいの頻度でされていますか。
- 2 していないが、今後機会があればやりたい 1
- 3 していないし、今後もする予定はない 4
8. 朝の読書など、一斉読書の時間を設けていますか
- 1 全校で実施している 4
- 4 実施していない 1
9. 8で「実施している」と答えた方にお聞きします
- ア）どのくらいの頻度で実施していますか。
- ・ ほとんど毎日 2
- ・ 週3回 1
- ・ 学期に1回 1
- イ）どんな時間帯に何分程度実施していますか。
- ・ 朝・始業前に10分程度 3
- ・ その他（未回答） 1
- ウ）一斉読書で使用する本はどうやって用意していますか。（複数回答可）
- 1 児童・生徒が自分で用意する 4
- 2 学級文庫の本を使う 1
- 3 学校図書館の本を使う 2
- 4 公共図書館から借りる 1

2

13. 貴校には、外国語を母語とする子どもが在籍していますか
- 1 いる 2
- 内訳（例 中国 〇人 ヘトナム 〇人）
- ・バキスタン 2人 ・アフガニスタン 3人
- ・ブラジル 1人
- 2 いない 3
14. 外国語を母語とする子どもの読書のために、貴校で実施されていることがあればお書きください。
- ・絵本や図鑑の購入
15. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。（複数回答可）
- 1 団体貸出の充実 2
- 2 配本・連絡車の充実 2
- 3 本や教育についての情報提供 2
- 4 児童書の充実 3
- 5 子どもの本についての専門知識を持った職員の配置 4
- 6 図書館の利用指導など、学校への図書館職員の派遣 3
- 7 子どもや保護者向けの行事の充実 2
- 8 寄贈本・リサイクル本の譲渡 2
16. 子どもの読書に関して、貴校で取り組んでいること、今後取り組みたいことがあればお書きください。

- ・本雑誌、新聞雑誌が進んでいるので、大人（教師）のおすすめ本紹介の通信や、新聞記事を紹介するような取り組みを今後してみたい。
- ・国語科以外の教科での図書館資料の活用
- ・図書のおたより
- ・家庭科の授業で、生徒が作成した絵本で本人から了解が得られた作品を蔵書に加えている。（生徒たちがよく手に取っている）
- ・依頼のあったテーマで揃えた本のリスト化と案内
- ・博物館のようにいろいろな資料があるといいと思う。
- ・図書館の来館数を増やすように生徒たちがキャンペーンを考えて取り組んでいる。
- ・読書本やベストセラー、人気本をなるべく購入している。

1

17. その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたら、
ご自由にお書きください。

- 蔵書数と内容に対して予算が少なく、なかなか本の入れ替えや、必要なテーマの資料の購入がすまない、教科書が新しくなるが、対応できないのではないかと心配している。
- 「文字」以外からの情報がユニバーサルな視点から必要になってくるのではないかと思う。導入できる理解と予算があればよい。

18

19

子どもの読書活動に関するアンケート集計（義務教育学校：回答1校／1校中）

学校図書館（図書室）について

1. 授業時間以外で、図書館を開けていますか
 - ① 毎日開けている
2. 開けているのはいつですか。（複数回答可）
 - ① 朝・始業前 8時15分～8時25分
 - ② 授業間の休み時間
 - ③ 昼休み
3. 授業時間中の図書館利用についておたずねします。学校全体として、図書利用に、どのくらい図書館を利用していますか。
 - ① 週（12） 時限程度の利用がある
4. その他の授業時間には、どのくらい図書館を利用していますか。
 - ① 週（2）時限程度の利用がある
5. 主に利用している教科は何ですか。また、どのような時に利用されていますか。（例・社会科で調べ学習、修学旅行の事前学習 など）
 - ・国語科でオリエンテーション
 - ・社会科、総合で調べ学習
 - ・理科で図鑑の利用指導
6. 「はひきの市図書館」や市図書館を学校で利用されていますか、また、どのような時に利用されていますか。
 - ① 利用している
 - ・（例・図書の時間 休み時間に自由に使う 調べ学習 など）
 - ・国語テーマ（並行）読書：宮沢賢治・新見南吉などで利用予定 基本は家庭で利用
7. 市民ボランティアや保護者の方による「おはなし会」を実施されていますか。また、どのくらいの頻度でされていますか。
 - ② していないが、今後機会があればやりたい

1

8. 朝の読書など、一斉読書の時間を設けていますか。
 - ① 全校で実施している
9. 8で1～3「実施している」と答えた方にお聞きします。
 - ア）どのくらいの頻度で実施していますか。
 - ① ほとんど毎日
 - イ）どんな時間帯に何分程度実施していますか。
 - ① 朝・始業前に（10）分程度
 - ウ）一斉読書で使用する本はどうやって用意していますか。（複数回答可）
 - ① 児童・生徒が自分で用意する ② 学級文庫の本を使う ③ 学校図書館の本を使う ④ 公共図書館から借りる ⑤ 一斉読書を実施したことで、児童・生徒にどんな変化が見られますか
 - ・本に興味を持ち、自分の好きな本ができる
 - ・落ちついて授業に入れる。
10. 上記以外に、子どもの読書に関して、貴校が過去1年間に実施したイベントや行事などはありますか。（複数回答可）
 - ① 絵本の読み聞かせ
 - ④ 講演会・研修
 - ⑤ 「子ども読書の日（4月23日）」や秋の読書週間の関連行事
 - ※内容
 - ・図書館だよりで「子ども読書の日」の紹介
 - ・先生のお宝本コーナー設置 ・スタンフラー
 - ・読書ノート ・家読週間 ・家読ノート

※11、12は、中学校の方のみにお聞きします。

11. 貴校には、専任の図書館担当職員がいますか。（複数回答可）
 - ① 学校司書がいる（前期の学校司書が後期を支援している）
12. 11で2、3と回答された方にお聞きします。学校司書の必要性について、どのように考えておられますか。
 - ① とても必要と思う
13. 貴校には、外国語を母語とする子どもが在籍していますか。
 - ① いる
 - 内訳（例 中国 〇人 ベトナム 〇人）
 - ・ベトナム 4人 ・中国 2人 ・ブラジル 1人 ・フィリピン1人

2

14. 外国語を母語とする子どもの読書のために、貴校で実践されていることがあればお書きください。
 - ・日本語支援に本や紙芝居の提供
 - ・外国語を母語とする子どもに対する個別の読み取り
 - ・教職員に資料の提供
15. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。（複数回答可）

① 団体貸出の充実	1
② 配本・連絡車の充実	1
③ 本や教育についての情報提供	1
④ 児童書の充実	1
⑤ 子どもの本についての専門知識を持った職員の配置	1
⑥ 図書館の利用指導など、学校への図書館職員の派遣	0
⑦ 子どもや保護者向けの行事の充実	1
⑧ 寄贈本・リサイクル本の譲渡	0
16. 子どもの読書に関して、貴校で取り組んでいること、今後取り組みたいことがあればお書きください。
 - ・読書月間のイベントの企画
 - ・読書ノート
 - ・家読
 - ・読み語りや本の紹介
 - ・子ども同士の本の紹介
 - （ブックトーク、カード・POP・本の帯づくり、フチビブリオバトル等）

子どもの読書活動に関するアンケート集計（府立高等学校：回答1校／1校中）

1. 貴校の生徒数・教職員数は各何名ですか。（2024年4月現在）
生徒数（ 445 ）名 教職員数（ 57 ）名
- 以下は、学校図書館についておたすねします。
2. 年間の貸出冊数は何冊ですか。（2023年度）
1年 （ 22 ）冊 2年 （ 40 ）冊
3年 （ 64 ）冊 その他 （ 146 ）冊
計（ 272 ）冊
3. 蔵書冊数（ 23,435 ）冊（2024年4月現在）
受入冊数（ 40 ）冊（2023年度）
4. 2024年度図書費（ 71,000 ）円
5. 図書館担当教諭・学校司書について
司書教諭（ 1 ）人（専任・兼任）
その他の図書館担当教諭（ 1 ）人（専任・兼任）
6. 授業時間以外で、図書館を開けていますか。
1. 毎日開けている
7. 6で1、2と答えた方におたすねします。開けているのはいつですか。
（複数回答可）
3. 昼休み
8. 授業時間中の図書館利用についておたすねします。学校全体として、図書の時間に、どのくらい図書館を利用していますか。
2. とくとき利用がある
9. その他の授業時間には、どのくらい図書館を利用していますか。
2. とくとき利用がある 年（ 10 ）回程度
10. 9で1、2と答えられた方におたすねします。主に利用している教科は何ですか。また、どのような時に利用されていますか。
（例・社会科で調べ学習、修学旅行の事前学習 など）
・国語の授業中

1

以下は、貴校の読書活動その他についておたすねします。

11. 朝の読書など、一斉読書の時間を設けていますか。
4. 実施していない
12. 省略（設問11で1～3の回答をされた方への設問のため）
13. 過去1年間くらいの間に実施された、読書に関するイベントや行事などがあれば、お書きください。
・ 特になし
14. 貴校では、市立図書館の団体貸出を利用されていますか。
2. していない
15. 団体貸出を利用されていない場合、その理由をお聞かせください。
3. 紛失や破損が心配だから
16. 省略（団体貸出を利用されている方への設問のため）
17. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。（複数回答可）
3. 本や教育についての情報提供
5. 子どもの本についての専門知識を持った職員の配置
18. 子どもの読書環境をよくするために、貴校で取り組んでいること、今後取り組みたいことがあればお書きください。
・ 生徒の居場所づくり
19. 高等学校と市立図書館の連携の進め方について、ご意見やご希望があればお書きください。
・ 無回答
20. その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見があればご自由にお書きください。
・ 無回答

2

子どもの読書活動に関するアンケート集計（府立支援学校：回答2校／2校中）

1. 貴校の児童・生徒数をおたずねします。（2024年4月現在）
小学部（ 109・0 ）人
中学部（ 104・0 ）人
高等部（ 196・ー ）人
2. 貴校には、何冊ぐらいの児童・生徒用の本を所蔵されていますか。また、
年間に何冊ぐらいの本を購入されていますか
所蔵 （ 4343・500 ）冊ぐらい
購入 （ 90・10 ）冊ぐらい
3. 市立図書館の団体貸出を利用されていますか。
2. していない 2
4. 団体貸出を利用されていない場合、その理由をお聞かせください。（複数
回答可）
1. 団体貸出の制度・使い方を知らなかった 0
2. 図書館まで借りに行く時間がない 0
3. 紛失や破損が心配だから 1
4. 学校にある本だけで十分 0
5. その他（ 在籍者数が不安定のため ） 1
5. 省略 （団体貸出を利用されている方への設問のため）
6. 貴校では、どのように本を活用されていますか
1. 授業の教材として使用している 2
2. 行事の資料として活用している 0
3. 日常の遊びなどに取り入れている 1
4. 児童・生徒に自由に読ませている 1
5. 子どもや保護者に貸出している 0
6. その他（ 子どものみ貸出し、日数・冊数の制限はなし ） 1
7. 省略（アンケート原稿の設問番号誤りのため）

8. 市民ボランティアや保護者の方による「おはなし会」を実施されていま
すか。また、どのぐらいの頻度でされていますか。
1. している 年（ 6 ）回程度 1
3. していないし、今後もする予定はない 1
9. このほかに、子どもの読書に関する行事を実施されていれば、お書きく
ださい
・キャリア教育の一環として、高等部生徒が昼休みに読み聞かせをする
日を設定している。「ソロ目の日はキャリア交流の日」として小中学
部の子どもが参加している
10. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。あてはまる
ものにいくつでも○をしてください。
1. 団体貸出の充実 1
2. 定期的に配本をしてほしい 1
3. 本や教育についての情報提供 1
4. 児童書の充実 1
5. 子どもの本についての専門知識を持った職員の配置 0
6. 図書館の利用指導やおはなし会など、園への職員の派遣 1
7. 子どもや保護者向けの行事の充実 1
8. 寄贈本・リサイクル本の譲渡 0
11. 子どもの読書環境を良くするために、貴校として取り組みたいこと、必
要と思われることは何ですか。
・図書室の環境整備に取組中（分類わけ、おすすめ欄の整備中）
・貸出がスムーズにできるようなシステム化の導入が必要である
・ティジャー図書等バリアフリー化の環境整備
・読書機会の充実
・多様な分類の本の蔵書
12. その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたら、
ご自由にお書きください。
無回答

子どもの読書活動に関するアンケート集計

(留守家庭児童会：回答14校/14校中)

1. 貴教室の在籍児童数をおたすねします。(2024年4月現在)

市立図書館に在籍している児童数(市立図書館に在籍している児童数)

1年生	24人	2年生	20人	3年生	18人
4年生	11人	5年生	5人	6年生	2人

2. 貴教室には、何冊くらいの子どもの本を所蔵されていますか。また、年間に何冊くらいの本を購入されていますか。

市立図書館に在籍している児童数(市立図書館に在籍している児童数)

所蔵	925冊	購入	76冊
----	------	----	-----

3. 市立図書館の団体貸出を利用されていますか。

1) している	7	2) していない	7
---------	---	----------	---

4. 団体貸出を利用されていない場合、その理由をお聞かせください。(複数回答可)

1) 団体貸出の制度・使い方を知らなかった	0
2) 図書館まで借りに行く時間がない	4
3) 紛失や破損が心配だから	2
4) 教室にある本だけで十分	2
5) その他(個人で借りた図書を教室で利用している)	1

5. 利用されている場合、使いにくい点や改善してほしい点があれば、お書きください。

- ・他市のような移動図書館を希望
- ・本を探すのに時間がかかる、分かりにくい
- ・返却が大変・団体貸出カードでネット予約できると利用しやすい
- ・配送サービスがあると嬉しい(図書館から教室への搬入、搬出)

6. 先生方は、どのくらいの頻度で読み聞かせをされますか。

1) 毎日読む	1
2) 週に(1)回くらい	1
3) 月に(1~2・3~4)回くらい	2
4) ほとんど読んでいない	9

1

5) 児童書の充実	2
6) 子どもの本についての専門知識を持った職員配置	0
7) 図書館の利用指導やおはなし会など、施設への職員の派遣	2
8) 子どもや保護者向けの行事の充実	0
9) 複製本・リサイクル本の譲渡	6
10) その他	3

- ・移動図書館で困ってほしい
- ・漫画でも良い本がたくさんあるので内容の良い漫画本を置いて欲しい

11. 子どもの読書環境を良くするために、貴教室として取り組みたいこと、必要と思われることは何ですか。

- ・読書の時間を多く設定しているがあまりうまくいっていない。漫画ばかりで物語はあまり読まないが宿題の時だけ読んでいるのが現状。何から取り組めばいいのかわからない。
- ・落ち着きのない子どもが近年多く見られるのでまずそこから正していかないと読書に繋がる事はなかなか難しいのではと思う。
- ・静かに座って本を読む事
- ・学校の図書室を開放してほしい(長期休み)
- ・漫画以外の児童書も少しずつ充実させる。
- ・留守家庭児童会の保育時間内で学校図書館を利用できる時間があれば利用したい。
- ・おすすめの本のPOP書き
- ・学業で過ごす時間が少なく宿題とおやつ後の時間を利用して本読みをしているが、漫画本を読む児童が大半。職員が紙芝居で読み聞かせから本に興味を持ってもらえるよう取り組みしてみたい。
- ・読書の時間を勉強の後、おやつ後に設けている
- ・子どものリクエストを聞き取りたい
- ・本を置く場所がないので置き場所を確保し、新しい本を置き、定期的に本の入れ替えをしていくと読書環境が良くなるのではないと思う。
- ・読書時間を取り、皆が静かに落ち着いて読む環境作りが必要。

12. その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

- ・漫画を増やしてほしい

3

また、どんな時間帯・生活の場面で絵本の読み聞かせをされていますか。(例・お昼寝の前、子どもにせがまれた時、毎日時間を決めて など)

- ・帰りの会
- ・昼休みのお昼寝前に毎日「日本昔話」を1話~2話を読み聞かせ
- ・帰りの時間に余裕ある時など
- ・すきま時間やおやつ前
- ・お昼寝の前・子どもにせがまれた時

7. 読み聞かせ以外で、どのように本を活用されていますか。

1) 行事の題材として活用している	1
2) 日常の遊びや学習などに取り入れている	6
3) 子どもに自由に読ませている	13
4) 子どもや保護者に貸出している	0
5) その他	2

- ・学習時間に宿題を終えた子どもに本を読むように言っている
- ・避難訓練前に関連図書の読み聞かせ

6) 特になし	1
---------	---

8. 市民ボランティアや保護者の方による「おはなし会」を実施されていますか。また、どのくらいの頻度でされていますか。

1) している 年(1・1~2)回程度	10
2) していないが、今後機会があればやりたい	3
3) していないし、今後もする予定はない	1

9. このほかに、子どもの読書に関する行事を実施されていれば、お書きください。

- ・防災のため紙芝居をしている
- ・避難訓練前に関連した紙芝居を読んで指導に使う
- ・Xmas会の出し物として子ども達が紙芝居を読む
- ・ハンドベルの楽譜を借りて演奏する

10. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。あてはまるものにいくつでも○をしてください。

1) 団体貸出の充実	1
2) 定期的に配本をしてほしい	8
4) 本や教育についての情報提供	1

2

- ・地域的に近くに図書館の施設がない為、昔あった移動図書館のようなものがあれば本に親しみや興味を持つ児童が増えるのではないかなと思う

1

子どもの読書活動に関するアンケート集計（こども文庫：回答5／5か所中）

1. 文庫を開設されているのはどこですか。
- ① 自宅 1
- ② 自宅以外 4
（桃山台集会所・羽曳野市支所2階・サロン・コスモス・集会所）
2. 文庫を主として運営されている方は何人ですか。
- ・1人／ 2 ・2人／ 1 ・3人／ 1 ・4人／ 1
3. 市立図書館からの長期貸出分を含め、文庫には何冊ぐらいの子どもの本を所蔵されていますか。また、1年間に何冊ぐらいの本を受け入れていますか。 ※それぞれ半角で表記
- ・所蔵 1900冊 ・受入 17冊
4. どのぐらいの頻度で文庫を開いていますか。
- ① 週1日 3
・金曜日 15:00～17:00、 ・水曜日 15:00～17:00、
・日曜日 10:00～12:00
週2日 1
・月曜日 9:30～12:00 木曜日 16:30～19:00
② 月3日 ・土曜日 10:30～12:00
- ③ その他 ・野外活動
5. 利用している子どもの数は1日に約何人ですか。
- ・6人／ 1 ・5人／ 2 ・2～3人／ 1 ・0人／ 1
6. 文庫で絵本の読み聞かせをしていますか。
- ① 毎回読む 2
- ② 子どもの希望があれば読む 1
- ③ ほとんど読んでいない 1
- ④ その他 1
・時々おはなしをする

7. 読み聞かせ以外で、どのように本を活用されていますか。（複数回答可）
- ① 子どもに自由に読ませている 5
- ② 子どもや保護者に貸出している
・一人 5冊まで 貸出期間 14日間 3
・貸出冊数や期間は決めていない 2
③ その他 3
・小学校のおはなし会で使用する本をメンバーに貸し出している
・おはなし会（図書館や小学校など）で使用している
・外部から依頼を受けたとき
8. 文庫で「おはなし会」を実施されていますか。また、実施されている場合、どのぐらいの頻度でされていますか。
- ① している 1
・年11回 1
・年7回 1
追記コメント）
・幼稚園から先生と一緒に年長さん19名・年中さん17名が来ておはなし会をしている。小さいおはなし会はもっている。
- ② していない 3
9. このほかに、子どもの読書に関する行事を実施されていれば、お書きください
無回答
10. 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。（複数回答可）
- ① 団体貸出の充実 1
- ② 定期的に配本をしてほしい 0
- ③ 本や教育についての情報提供 2
- ④ 児童書の充実 3
- ⑤ 子どもの本についての専門知識を持った職員の配置 2
- ⑥ 図書館の利用指導やおはなし会など、職員を派遣してほしい 0
- ⑦ 子どもや保護者向けの行事の充実 2
- ⑧ 寄贈本・リサイクル本の譲渡 0

1

2

11. 子どもの読書環境を良くするために取り組みたいこと、または必要と思われることは何ですか。

・子どもたちが気軽に本と触れ合える場の設定

12. その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

・子どもの読書についての興味関心の深さは、親の意識によるところが大きいと思います。乳幼児から、親子で共に読書体験を持つことが、親子の関りを深め、子どもが本の世界を楽しめるようになる近道だと思います。

・図書館は、赤ちゃんの時から本と関り楽しめる機会を提供し、読書を楽しむことの有効性を知ってもらう機会を提供して欲しいと思います。

・ブックスタートを復活してほしいです

子どもの読書活動に関するアンケート集計

(市内各施設：回答11／11か所中)

- 当施設には、何冊ぐらいの子どもの本を所蔵されていますか。また、年間に何冊ぐらいの本を購入されていますか。
・所蔵 663冊 (「所蔵が多すぎて不明」と回答の1施設を除く中値)
購入 40冊
- 市立図書館の団体貸出を利用されていますか。
1) している 3
2) していない 8
- 団体貸出を利用されていない場合、その理由をお聞かせください。
(複数回答可)
1) 団体貸出の制度・使い方を知らなかった 0
2) 図書館まで借りに行く時間がない 2
3) 紛失や破損が心配だから 2
4) 所蔵している本だけで十分 8
- 利用されている場合、使いにくい点や改善してほしい点があれば、お書きください。
・クリスマスや節分等の季節ものは先約がある場合が多い。一回借りると期間が長いので、借りられた場合は助かるが、借りられなかった場合は、その期間もう読めないことが残念。
- 当施設では、絵本の読み聞かせをしていますか。
1) 毎日読む 4
2) 週に()回くらい (週1回) 2
(週2回) 1
(週3回) 1
3) 月に()回くらい (月1回) 1
(月2回) 1
4) ほとんど読んでいない 1

1

- 市民ボランティアや保護者の方による「おはなし会」を実施されていますか。また、実施されている場合、どのくらいの頻度でされていますか。
1) している
・週 1回 1
・年15回 1 ・年11回 1 ・年10回 1
・年 2回 1
2) していないが、今後機会があればやりたい 3
3) していないし、今後もある予定はない 3
- このほかにも、子どもの読書に関する行事を実施されていれば、お書きください。
・年に1回、春休みの「絵本のへや」にてキッズボランティア(小学生)が乳幼児に読み聞かせをする事業を実施している。
・イベント等、季節行事などの時によりき聞かせをしている。
・施設の事業の1つである子育て広場にて、認定絵本士や絵本専門士の資格を持った職員が月毎におすすめ本を紹介し、読み聞かせを行っている。
- 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか。(複数回答可)
1 団体貸出の充実 2
2 定期的に配布をしてほしい 1
3 本や教育についての情報提供 3
4 児童書の充実 4
5 子どもの本についての専門知識を持った職員の配置 1
6 図書館の利用指導やおはなし会など、職員を派遣してほしい 1
7 子どもや保護者向けの行事の充実 2
8 寄贈本・リサイクル本の譲渡 1
9 その他
・児童が図書館を日常的に利用したくなるよう、図書館の魅力を児童に伝えてほしい。 1
・良書や冊数の充実 1
- 子どもの読書環境を良くするために、当施設として取り組みたいこと、または必要と思われることは何ですか。
・図書室を作る

3

また、どんな時間帯・生活の場面で絵本の読み聞かせをされていますか。
(例・昼休み、子どもにせがまれた時、毎日時間を決めて など)

- ・消灯時等
 - ・子どもが本を手にとったときに読んであげている。
 - ・行事で読み聞かせをしている。
 - ・月に2回「絵本のへや」という事業で30分程度、読み聞かせの時間を設けている。
 - ・子育て支援の際に親子連れで来られた時など。
 - ・子どもが希望した時、部屋で落ち着いて過ごしたい時、就寝前等。
 - ・子どもの課外が顕著に表れた際に、その課題に添った題材の絵本を読み聞かせることもある。
 - ・保健センターで実施している親子教室・離乳食講習会・はじめての育児交流会等での読み聞かせを実施。
 - ・10時～11時30分の時間帯で行う「○○広場」の最後に読み聞かせをすることが多い。
 - ・保育時間の前後。
 - ・子どもにせがまれた時
 - ・毎日、活動の合間に読んでいます。
- 読み聞かせ以外で、どのように本を活用されていますか。
(複数回答可)
1) 行事の題材として活用している 4
2) 日常のごっこ遊びなどに取り入れている 2
3) 子どもに自由に読ませている 9
4) 子どもや保護者に貸出している
・一人3冊まで7日間 1
・一人3冊まで14日間 1
5) その他
・他の子育て支援団体に時々貸出ししている。 1
・学習教材として 1
・乳幼児健診の会場に絵本を配架し、待ち時間に読んでもらっている 1
6) 特になし 1

2

- ・0～2歳時の保育所のため、子どもたちが楽しく絵本を見てもらえればよいと思う。
- ・現状のまま、行事等で自由に手に取って楽しく読んでいただけたらと思う。
- ・乳幼児期から絵本が身近な存在となるように「絵本のへや」を通して、子どもも保護者も楽しめる読み聞かせを実施する。児童には落ち着いて読書ができる空間が必要だと思う。
- ・本棚の作製と本の整理。
- ・年齢や季節にあった絵本の読み聞かせや、様々な絵本の紹介を行いながら、読み聞かせの大切さを保護者に伝える。
- ・読み聞かせの大切さを保護者に伝えていくこと。
- ・子どもたち自身が読みたい本を、好きな時間に、好きな場所で主体的に読める機会を提供できるように支援していくことが必要と思われる。
- ・子どもの手の届く所に常に絵本を置いている。登園には絵本コーナーがあり子どもの遊べる空間になっている。

- その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。
無回答

4

子どもの読書活動に関するアンケート兼計

(おはなし・読み聞かせボランティア団体：回答2/2団体)

- 現在活動している会員数は何名ですか。(12・17)名
- 貴団体の活動内容についてお尋ねします。
 - 1 定例会・学習会など
 - ・年(22・12)回
 - ・場所(LIC 会議室・峰野公園学習室)
 - ・内容
 - ・学習会、各グループごとの打ち合わせ他
 - ・ストーリーテリング、絵本の勉強会、おはなし会で使用する絵本・児童書についての検討、その他打ち合わせ
 - 2 おはなし会
 - ・年(163・130)回
 - うち図書館(60・51)回 小学校(0・10校66)回
 - 幼稚園・保育園・こども園(7・54)回
 - 学童保育(7・6)回
 - その他(54・0)回
 - 西浦支援学校、子育て支援センターふるいち・むかひの、
 - 高松学園、ケアホーム伊賀
- 3 その他の活動について、下にお書きください。
 - ・大人のおはなし会 年1回 陸南
 - ・おはなしライブ 年1回 LIC
 - ・クリスマスのおはなし会 1回 古市図書館
 - ・はひきのハロ図祥 おはなし会 2回
 - ・こわいおはなし会 1回 中央図書館
 - ・おはなし会ボランティア入門講座の講師
 - ・藤井寺おはなしサークルころりんと交流勉強会
 - ・他市のおはなしサークル主催のおはなし会への参加
 - ・代表者が、図書館協議会及び子ども読書活動推進委員会に委員として参加
 - ・大阪府子ども文庫連絡会の児童文化講座の受講

1

- 活動にあたって、図書館をどのように利用されていますか (複数回答可)

① 団体貸出を使っている	2
② 会員個人が資料を借りて利用している	1
③ レファレンスサービスや相互貸借を利用している	1
④ 定例会や研修の会場を借りている	1
⑤ おはなし会用品の保管	1
⑥ ボランティア派遣先の紹介	0
⑦ 図書館と共催のイベント・講座をしている	1

- 子どもの読書に関して、市立図書館に望むことは何ですか (複数回答可)

① 団体貸出の充実	0
② 本や教育についての情報提供	1
③ 児童書の充実	1
④ 子どもの本についての専門知識を持った職員の配置	2
⑤ 研修などに職員を派遣してほしい	1
⑥ 子どもや保護者向けの行事の充実	2
⑦ ボランティアのスキルアップ講座の実施	1
⑧ 寄贈本・リサイクル本の譲渡	0

- ボランティア活動をする上での課題や問題点があればお書きください
 - ・新刊の絵本や情報を取り入れたい
 - ・定例のおはなし会に参加してくれる子どもの数が少ない
 - ・今後の活動をより充実させるため、会員の数を増やしたい
 - ・現在は、会の勉強会以外で講習を受けに行くもの勉強は個々でおこなっているが、会としてのスキルアップの講座も必要だと思う

- 子どもの読書環境を良くするために取り組みたいこと、または必要と思われることは何ですか
 - ・もっと本を身近に感じていただくために、図書館に来てもらう、おはなし会に参加してもらいたいと思う。おはなし会を充実させ、より多くの子どもにおはなしに触れてもらい、本に繋げるようにしたい または保護者にもっと子どもに本を、という意識を持ってもらえるようにしていきたいと思う

2

- その他、子どもの読書活動推進計画について、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。
 - ・幼児期に本に触れてもらうには、保護者の影響が大きく周りの大人への働きかけは必須だと思います。成長段階や、保護者の知りたい事に合うような本の勧め方ができればいいと思います。
 - ・中学生の本離れを少しでも食い止めるためにはどうするか、方法は一つではないと思うのですが、図書館と学校が協力して何かできないか。

3

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の

推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法（平成17年7月29日法律第91号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○羽曳野市子ども読書活動推進委員会設置規則

平成25年3月29日

(教) 規則第3号

改正 令和3年1月21日 (教) 規則第1号

令和3年3月22日 (教) 規則第3号

令和5年3月17日 (教) 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和44年羽曳野市条例第7号）第3条の規定に基づき、羽曳野市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審議等を行い、意見を述べるものとする。

- (1) 羽曳野市子ども読書活動推進計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 羽曳野市子ども読書活動推進計画の進捗状況の管理及び検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、子どもの読書活動の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 羽曳野市立図書館協議会の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 子どもの読書活動に関心のある市民
- (4) 市立図書館ボランティア団体の代表者
- (5) 羽曳野市学校図書館司書会の代表者
- (6) 羽曳野市立図書館の代表者
- (7) 教育委員会事務局の職員
- (8) 市の職員
- (9) 市立保育園の職員（市立認定子ども園の職員を含む。）
- (10) 市立幼稚園の職員（市立認定子ども園の職員を含む。）

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の任期満了後最初の委員会の会議の招集は、教育委員会が行う。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認める場合には、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(会議の特例)

第6条 会長(前条第1項ただし書の規定により教育委員会が招集する場合にあっては、教育委員会)は、緊急の必要があり、かつ、委員会の会議を招集する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

- 2 前項の場合において、委員会の会議は、委員の過半数が賛否を表明したことをもって成立し、委員会の議事は、賛否を表明した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、羽曳野市立図書館において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月21日(教)規則第1号)

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日（教）規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日（教）規則第1号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する

羽曳野市子ども読書活動推進委員会 委員名簿

任期 令和5年7月1日～令和7年6月30日

	氏 名	委員会設置規則第3条第2項による種別
1	(会長) 前田 泰恵	(1) 羽曳野市立図書館協議会の代表者
2	(副会長) 高崎 由紀子	(3) 子どもの読書活動に関心のある市民
3	脇谷 邦子	(2) 学識経験者
4	永尾 美江子	(4) 市立図書館ボランティア団体の代表者
5	間下 沙織	(5) 羽曳野市学校図書館司書会の代表者
6	藤井 逸郎	(6) 生涯学習室図書館課長 (中央図書館長)
7	江川 仁	(7) 教育委員会事務局の職員 (学校教育課)
8	佐原 幸恵	(8) 市の職員(こども政策課)
9	大西 磨里	(9) 市立保育園の職員(市立認定こども園の職員を含む) [羽曳野市保育園園長会]
10	畑 くに子	(10) 市立幼稚園の職員(市立認定こども園の職員を含む) [羽曳野市幼稚園こども園園長園長代理会]

第4次羽曳野市子ども読書活動推進委員会 審議状況

会議	日 時	議題・案件
第1回	令和6年8月28日(水) 午後2時00分から	・第3次計画期間中の取り組み・成果と課題について ・子どもの読書活動に関するアンケート(案)について「
第2回	令和6年11月14日(木) 午前10時30分から	・第4次羽曳野市子ども読書推進計画(素案)について ・子どもの読書活動に関するアンケート結果について ・第4次羽曳野市子ども読書推進計画(案)に対する意見募集実施概要について
第3回	令和7年2月4日(火) 午前10時30分から	・パブリックコメントの実施結果について ・第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画(最終案)について

第一次計画策定からこれまでのあゆみ

年	月	図書館	学校	子ども文庫
平成	3月	羽曳野市子ども読書活動推進計画策定		
19年（2007年）	4月	中央図書館開館時間変更（午前10時～午後8時）		子ども読書と図書館の充実を求める要望書提出（毎年実施）
20年（2008年）	3月	古市図書館休館	4月、河原城中学校に司書配置（～23年3月）	
	6月	青少年センター図書室開室（6月4日から）		
21年（2009年）	2月	第4期図書館システム稼働	4月、萱田中学校に司書配置（～24年3月）	4月、子どもの読書活動優秀実践団体として、文部科学大臣表彰を受ける
	10月	宝くじ助成によるコミュニティ備品（エプロンシアター、パネルシアターなど）購入、貸出		
	12月	ダルビッシュ有文庫設置		
22年（2010年）	4月	森のゆうびん局内に児童書を配置		
	4月	ブックステーション支所をブックステーションはびきのコロセアムに移転		
		大阪府地域福祉・子育て支援交付金により児童サービス充実		9月、図書館だより『たけのこくん』に児童書紹介のコーナー「よんでみませんか？」連載開始
		幼稚園・保育園などにセット貸出を開始		
23年（2011年）	4月	雑誌スポンサー制度開始	4月、高鷲南中学校に司書配置（～26年3月）	3月、子鹿文庫（野公民館）閉室
	4月	子どもの読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を受ける（震災のため、表彰式は10月に延期）	第1回「羽曳野市・図書館を使った調べる学習コンクール」（以降、毎年実施）	
	10月	インターネット予約開始		
	10月	貸出冊数変更（各館5冊・AV2点を全館15冊・AV3点に変更）		
		「住民生活に光をそそぐ交付金、大阪府子育て支援交付金」による図書館7館へ充実		
24年（2012年）	3月	青少年センター図書室閉館（古市複合館内古市図書館に移転）	4月、峰塚中学校に司書配置（～28年3月）	「グリムまつり」（子どもゆめ基金助成事業）実施
	4月14日	古市図書館開館（古市複合館内）		
	7月1日	広域相互利用開始（大阪狭山市、大阪市、柏原市、河内長野市、富田林市、東大阪市、藤井寺市、松原市、八尾市）		
25年（2013年）	3月	ブックステーション野々上東開館		
26年（2014年）	1月	第2次羽曳野市子ども読書活動推進計画策定		
	4月		羽曳野中学校（30年4月～はびきの適生学園後期課程に校名変更）に司書配置	
27年（2015年）				
28年（2016年）	6月	第5期図書館システム稼働	4月、高鷲中学校に司書配置（～30年3月）	
	7月	太子町との間で広域相互利用開始		
29年（2017年）	2月	四天王寺大学との連携協力試行開始、4月本格実施		
		河南町・千早赤阪村との間で広域相互利用開始		
30年（2018年）	1月	四天王寺大学との連携協力（資料の館外貸出開始）	4月、駒ヶ谷小学校に司書配置	
令和				
元年（2019年）	7月	第1回羽曳野市子ども読書活動推進委員会		
	11月19日	第2回羽曳野市子ども読書活動推進委員会		
	12月9日～1/8日	パブリックコメント実施		
2年（2020年）	2月12日	第3回羽曳野市子ども読書活動推進委員会	4月、高鷲中学校、高鷲南中学校に司書配置	

第一次計画策定からこれまでのあゆみ

		第3次羽曳野市子ども読書活動推進計画策定		
3年（2021年）	3月			
	3月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため業務を縮小		
4年（2022年）	9月			図書館だより「文庫からの手紙」連載開始
	4月	第6期図書館システム移動		
	4月29日	Instagram・Twitter開始		
	6月1日	図書館アプリ運用開始		
	7月20日	「だけのこ手帖」配布開始		
	10月1日	休館日変更（週に1日の休館日を設定）		
	10月	電子図書導入	2月、学習用タブレット端末を活用した電子図書の先行利用開始	講演会「図書館ってなんだろう」第1回「くらしを豊かにする図書館の可能性について」
5年（2023年）	11月			講演会「図書館ってなんだろう」第2回「図書館の未来を考える」
	4月	小中学校において「児童読み放題パック」の利用開始	4月～、市立学校において学習用タブレット端末を活用した電子図書の利用開始	
	6月			おはなしボランティア入門講座（全4回）
	11月			村上しいこ氏の講演会共催
6年（2024年）	2月	中央・陵南の森Wi-Fi設置、パソコン館内貸出サービス開始		
	10月			リサイクル市のおはなし会

【統計資料】

1 計画対象人口と、市立図書館の年代別登録者・貸出冊数(2024年3月現在)

0～18歳人口 15,758人(全人口の14.6%)

※第1次計画策定時の2006年度末では22,919人(全人口の19.0%)

※第2次計画策定時の2012年度末では21,260人(全人口の18.1%)

※第3次計画策定時の2018年度末では17,878人(全人口の16.0%)

年齢	市内人口	登録者数	登録率	貸出冊数
0～6歳	4,979	597	12.0%	23,054
7～12歳	5,009	1,763	35.2%	51,496
13～15歳	2,765	1,607	58.1%	6,965
16～18歳	3,005	2,210	73.5%	3,968
合計	15,758	6,177	39.2%	85,483

2 図書費・資料数の推移(各年3月末現在)

年度	図書費(千円)	一般書	児童書	図書合計	比率※	資料総数
2019	17,000	328,575	197,776	540,859	36.6%	565,824
2020	16,079	326,972	199,062	540,747	36.8%	565,642
2021	16,188	323,087	199,545	537,467	37.1%	562,336
2022	16,109	322,942	201,311	539,351	37.3%	564,947
2023	15,700	322,421	202,449	540,131	37.5%	566,029

※図書の中で児童書が占める割合

■図書合計は、一般書・児童書のほか、参考図書・郷土資料などの合計です。

■資料総数は、図書・雑誌・視聴覚資料・障害者サービス用資料などの合計です。

3 一般書・児童書の貸出冊数

【個人貸出】

年 度	一般書	(うち広域貸出)	児童書	(うち広域貸出)	貸出総数	(うち広域貸出)	比率※1
2019	412,003	50,360	263,583	52,398	756,488	114,309	34.8%
2020	328,944	39,633	200,812	35,914	594,476	84,221	33.8%
2021	327,491	35,603	218,789	35,129	606,422	78,408	36.1%
2022	356,771	39,807	238,965	35,943	661,777	84,265	36.1%
2023	338,703	35,126	220,469	32,306	621,068	75,345	35.5%

■貸出総数は、図書・雑誌・視聴覚資料・障害者サービス用資料などの合計です。

【団体貸出】 ※他の図書館との相互貸借を除く

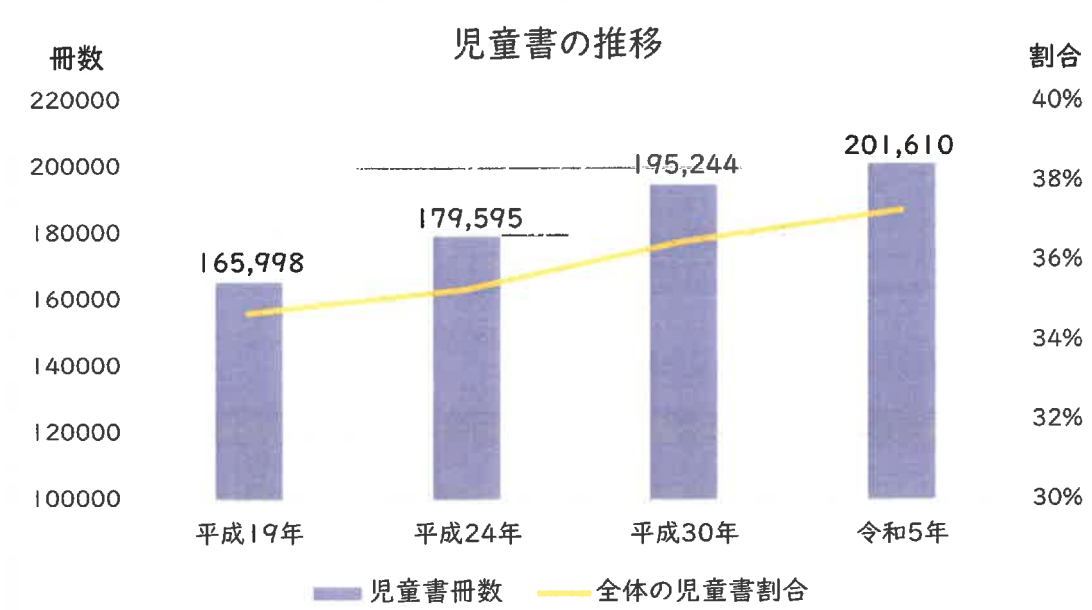
年 度	一般書	児童書	貸出総数	(うち学校貸出)	比率※2
2019	3,037	39,225	42,682	24,192	91.9%
2020	3,458	37,509	41,312	27,300	90.8%
2021	2,947	45,510	45,825	28,696	99.3%
2022	3,950	45,546	49,756	33,804	91.5%
2023	3,364	40,633	44,105	30,191	92.1%

※1と※2は貸出総数の中で児童書が占める割合

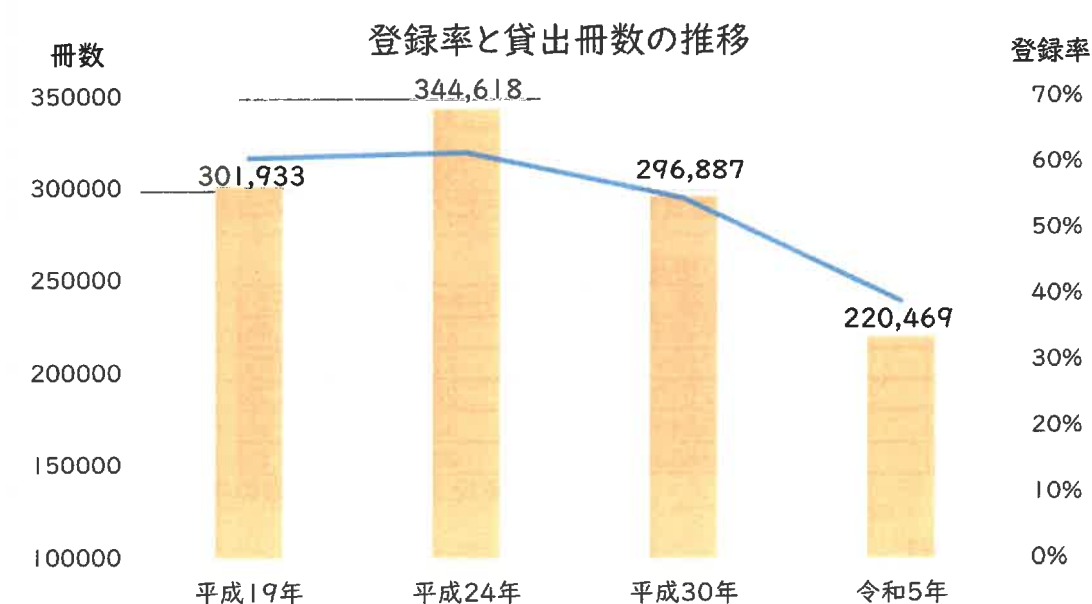
【団体貸出内訳】

	2019	2020	2021	2022	2023
小学校・中学校	24,192	27,300	28,696	30,623	28,121
子ども文庫	10,813	6,808	10,133	3,181	2,070
留守家庭児童会	1,996	1,776	1,107	9,764	9,096
幼稚園	1,894	2,385	1,840	792	662
保育園	1,458	1,108	1,096	2,917	2,260
その他	2,327	1,935	2,953	2,479	1,896
合計	42,680	41,312	45,825	49,756	44,105

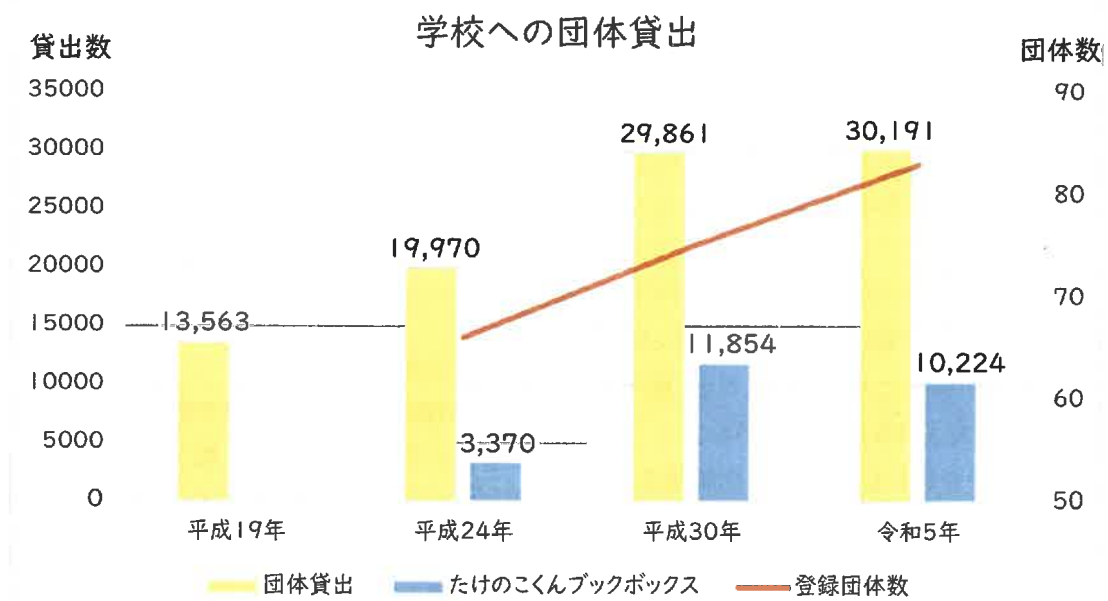
①児童書冊数の推移と全資料の中の児童書の割合



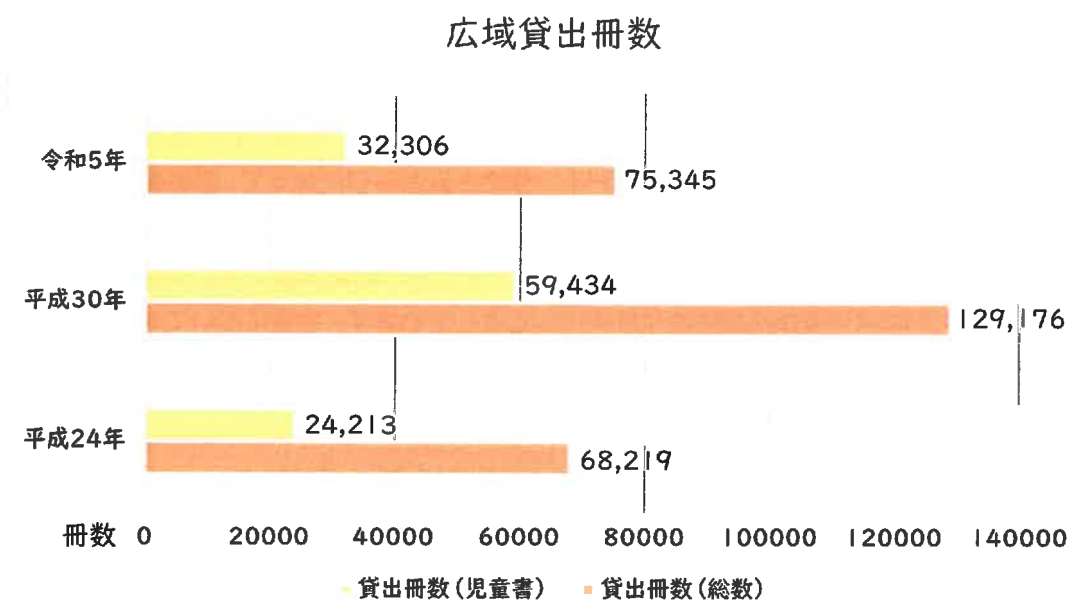
②0歳～18歳までの利用登録者と児童書の貸出冊数の推移
(0歳～18歳までの登録者÷0歳から18歳までの羽曳野市民)



③たけのこくんブックボックス（セット貸出/平成 22 年開始）の貸出冊数と登録団体の数



○広域貸出の総数とその中に含まれる児童書冊数（平成 24 年 7 月より広域貸出開始）



第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画にかかるパブリックコメント意見

NO.	パブリックコメントへの意見概要	市の考え方
第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画全体について		
1	「こども夢プラン」のように応募フォームがあれば、よかったと思います。	・こども政策課が策定の「こども夢プラン」の応募フォームについて今回、ロゴフォームを使用したことを確認しましたので、次回の計画策定時の参考にしたいと思います。 (図書館)
2	第3次計画では、各関係機関のアンケートの結果が冊子に入っていましたが、第4次計画には、入れないのでしょうか。 アンケートで出てきた、希望や問題点などを計画に入れることは大事だと思いますが、第3次計画の内容とほぼ変わっていないように思います。 第3次計画から4年で達成できたこと、あるいは、取り組みつつあることを第4次計画に載せることも必要ではないかと考えます。	・アンケートの結果につきましては、計画冊子の中に組み込みます ・第4次計画の目標がこれまでの計画とあまり変わらないとのこと指摘ですが、第3次計画推進中に新型コロナウイルス等が蔓延して、いろいろな制約等で実施できなかった事業などもあったため、十分に到達できていない点があることも事実です。その点を考慮し内容が継続されているとご理解ください。 ・今後の具体的な取り組みについては、この計画に基づき、積極的に行っていく予定です。 (図書館)
3	第3次計画のころに比べると、ホームページが充実し、SNSの活用など、市民への周知が充実してきたように思います。さらに発展できるような、できるだけ具体的な計画を立てていただければと願っております。	・第4次計画では、今までの広報誌、図書館だよりやホームページに加えて、図書館公式Xやインスタグラム、LINEなど、多種多様な媒体を通じて、子どもの読書活動に関する情報を提供することとしています。今後においても、タイムリーな情報発信に努めてまいります。 (図書館)
P4 第1部 第2章 ④「学校園での読書活動の推進」について		
4	4ページ目の④番「司書配置ない中学校には、校区内の小学校の司書が必要に応じて図書館活動の支援を行っています。」とありますが、具体的にはどのような支援が行われ、その結果がどうなっているのか、またこれからさらに、どのようなことが必要と考えるのかを具体的に計画に入れていた	・学校司書の配置がない中学校については、中学校区の小学校の司書が連携し、夏休みの期間中に図書室の環境整備を中心として、随時学校図書室の充実に努めています。市立学校の司書配置について、効果検証を行い検討していきます。 (学校教育課)

第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画にかかるパブリックコメント意見

	だく必要があるのではと思うのですが、如何でしょうか。	
P5 第1部 第2章 4 ② 「子ども読書推進のための専門員の配置と資質の向上」について		
5	「中学校では専任の学校司書のいない学校が複数校あるため、市立図書館からの支援体制を充実させることが不可欠」とありますが、中学校に司書配置があればいいのではないのでしょうか。	・中学校への司書配置にしては、文部科学省が示している「第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料（令和4年度～令和8年度）」等参照しながら、予算措置について検討をしていきます。 （学校教育課）
P5 第1部 第2章 4 ④ 「中・高校生の読書離れ」について		
6	中・高校生の読書離れ「学校での読書推進を図る方策が必要」でも、中学校に司書配置があれば、身近にある学校図書館で本に触れる機会が増えることにもなると思います。	・現在、全中学校への学校司書の配置はできておりません。小学校に配置している学校司書や市立図書館の司書との連携で図書室の充実を進めながら、中学校への学校司書配置にしては、文部科学省が示している「第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料（令和4年度～令和8年度）」等参照しながら、予算措置について検討をしていきます。 （学校教育課）
7	中高生の読書離れ・・・というところですが、小学生を含め、子どもたちは、とても忙しいのでなかなか図書館や文庫に足を運ぶ時間が持てないのが、ここ何年もの現状だと思います。ということは、子どもが必ずいる、学校図書館が非常に大事だと思われます。中学校では司書の先生が入っておられないところもあり、早急に司書の配置が必要と思いますが、それまでは特に市立図書館の協力が欠かせないと思います。 学校図書館への配本だけではない具体的な支援をどのように行うか、示して頂く計画が入っていてほしいと考えます。	・ヤングアダルト層（中高生等）の利用を進めていくことは、図書館にとっても大きな課題です。まずは学校の図書室や市立図書館に足を運んでもらえるような楽しい企画や、本に興味を持ってもらえるような企画を学校と連携して行えるように模索しているところです。（中高生が作成したおすすめ本を市立図書館で紹介したり、図書館を使った調べる学習コンクールやビブリオバトル等の企画など） ・具体的な支援について、府立図書館の出前講習では、学校図書館司書にも参加してもらい、市立図書館司書と学校図書館司書と一緒に学ぶ場を設けています。今後においても、市立図書館と学校

第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画にかかるパブリックコメント意見

		図書館が交流し、協力し合える場を作っていきたいと考えています。 (図書館)
P5 第1部 第2章 4 ⑥ 「活動を支えるボランティアの育成と支援」について		
8	活動を支えるボランティアの育成と支援・・とは具体的にどのようなことでしょうか。	・ボランティアの活動の場を提供や、大阪府立図書館や大阪府子ども文庫連絡会主催のお研修に参加していただける機会を作ります。また、ボランティアを支える職員についても積極的に研修へ参加し、スキルアップを図ります。 (図書館)
P7 第2部 第2章 2 「地域での読書活動の推進」について		
9	地域で行われている読書活動の情報を収集し・・」とありますが、その情報は、どのようにして集めるのでしょうか。	・市内在住の職員が地域で知りえたことの情報提供や読書活動をされているボランティアの方々からの情報提供かと考えます。 (図書館)
P7 第2部 第2章 3 「図書館での読書活動の推進」について		
10	「おはなしボランティアなどの育成とスキルアップのための講座を定期的に行います」とありますが、私たちおはなしの森では、大子連の講座に参加したり、個人的にさまざまな勉強会に参加し、スキルアップの努力をしていますが、羽曳野市が開催するスキルアップの講座は、今までなかったように思いますが、今後行われるのでしょうか。	・おはなし会の入門講座をボランティア団体の協力のもと毎年開催しています。また、羽曳野市が開催するスキルアップ講座についても、コロナ禍で出来ない時期もありましたが、今後は外部講師を招聘して開催したいと考えています。 (図書館)
P8 第2部 第2章 3 「図書館での読書活動の推進」について		
11	「図書館サービスの空白地域の解消に努めます」とありますが、具体的には、どのような方法で空白地域の解消に努めるのでしょうか。	・利用の時間・場所を選ばない「電子図書館」の充実と利用の促進により、全市的な図書館サービスの向上に努めます。 (図書館)

第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画にかかるパブリックコメント意見

12	「おはなし会」を開催するためには、「おはなし・読み聞かせ入門講座などの保護者向けの講座を充実するとともに、新たなボランティアの担い手の育成」が必要です。図書館での取り組みを期待します。	・おはなしボランティアの新たな担い手の育成のため、図書館でもイベントなどを通じて「おはなし会」に興味や関心を持っていただけるよう市民に対して啓発を行います。 (図書館)
P8 第2部 第2章 4 「学校園で読書活動の推進」について		
13	「学級文庫、保護者文庫の設置を進めます」の保護者文庫とは、どのようなものでしょうか。また、今現在、保護者文庫が設置されている小・中・義務教育学校は、どこでしょうか？また、その利用率はどのようになっているのでしょうか。	・保護者文庫の設置校は、西浦東小学校の1校のみです。PTAと連携し設置されており、保護者や地域から寄贈いただいた書籍を、来校した保護者が自由に借りることができるようにしています。そのため利用率については把握しておりません。 (学校教育課)
14	「小・中・義務教育学校の学校図書館がより魅力的な場所となるよう、くつろげるコーナー作りや読書・調べ学習にふさわしい環境の整備」するためには、人が必要だと考えます。司書の配置を考えてください。	・司書配置にしては、文部科学省が示している「第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料（令和4年度～令和8年度）」等参照しながら、配置校や予算措置について検討をしていきます。 (学校教育課)
15	「幼稚園、保育園、認定こども園において、ボランティアや保護者による「おはなし会」を開催」には、図書館員が関わり、子どもの実際を知る必要があると思います。また、普段の保育の中で、子どもたちに本の楽しさを実感してほしいと思います。そのため、現場の保育士や教諭に本の情報や研修の機会を考えてください。	・これまでも、幼稚園・保育園・認定こども園、それぞれの職員対象に絵本作家の方などを講師に招いての研修を行っております。 園においても、子どもたちが様々な絵本に出会う事で、お話の世界を楽しみ想像力を育み、感性を豊かに出来るよう保育の中に絵本にふれる機会を多く取り入れるだけでなく、市立図書館での絵本の読み聞かせに参加するなど取り組んでいます。 今後も本の情報を現場の保育士や教諭が受け取れるよう工夫すると共に研修の機会を捉え、取組を進めていきたいと考えています。 (こども保育課)

第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画にかかるパブリックコメント意見

P9 第2部 第3章 2 「関係機関の連携」について

16	「関係機関と市民が協力しあって、子どもの読書推進のための研修を行います」とある、関係機関とは、学校、子ども文庫、保健センター、幼稚園、保育園、認定こども園、留守家庭児童会、子どもに関わる公共施設と市立図書館のことでしょうか。それらの機関と市民が協力しあう研修とはどのような研修でしょうか。	・関係機関については、学校、子ども文庫、保健センター、幼稚園、保育園、認定こども園、留守家庭児童会、子どもに関わる公共施設と市立図書館になります。また、研修については、内容によっては、図書館だけでなく関係機関にも参加していただけるよう案内するとともに、市民や利用者が参加できる研修・講演会の開催を行います。 (図書館)
17	「まちライブラリーなど私設図書館等の活動への支援実施をします」とありますが、今現在、私設図書館は、羽曳野市にいくつあり、どのような支援を行い、さらに今後、どのような支援が必要かを具体的に計画の中に入れないといけないのではないかと思います。如何でしょうか。	・私設図書館についての詳細は把握できていませんが、支援については、市民から頂いた寄贈本の提供、また本の選書についてのご相談等があった際には、市立図書館として私設図書館の活動に協力します。 (図書館)
18	地域の本屋さんが減っていく中、市立図書館は地域の本屋さんを支える大事な機関だと思います。図書館の本は地域の本屋さんから購入されているのでしょうか。また市立図書館と地域の本屋さんの連携により、子どもたちの読書推進をいろいろ考えられると思いますが、如何でしょうか。	・羽曳野市に以前ありました書店組合が解散されたことにより、現在は地域の書店からは購入しておりません。 (図書館)

第4次羽曳野市子ども読書活動推進計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

羽曳野市教育委員会

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1-1

